

この章では「自立活動の指導」における課題として、各学校から出された項目に対する解決の方略を示しました。

Qに対する、問題の所在を明らかにしました。

Qに関する改善への具体的な提案をしました。

Qの解決に向けて実践例を紹介しました。

Q1

「養護・訓練」が「自立活動」と改められましたが、改訂の趣旨を踏まえた指導するにはどのような点に留意したらよいでしょうか。

A <問題の所在> 「自立活動」の趣旨が全教員に理解されていますか

平成11年3月の学習指導要領改訂において、従来の「養護・訓練」は、自立を目指した主体的活動を一層推進する観点から目標や内容の見直しが行われ、名称も「自立活動」と改められました。

自立活動は、障害の状態を改善・克服するために、盲・聾・養護学校に特別に設けられた指導領域であり、学校の教育活動全体を通じて取り組むものです。したがって、改訂の趣旨をはじめ、目標、内容、指導計画の作成上の留意点等は全教員が理解していなければなりません。

<改善への提案1> 子ども一人一人の「自立」を考えましょう

自立活動は、子ども一人一人の自立を目指して行われる指導です。したがって、一人一人の「自立」をしっかりと捉えておくことが大切です。自立活動の場合の「自立」は、「主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること」を指しており、どんなに障害の重い子どもであっても、持てる力を発揮しよりよく生きる状態を考えることが大切です。

特別支援教育やICF（国際生活機能分類）の考え方などを踏まえると、一人一人の「自立」を考える際に、本人の意見や希望を尊重したり、支援の関係者と一緒に検討したりすること、障害の状態のみに目を向けるのではなく、本人の意欲や環境条件等も十分考慮することが求められます。

<改善への提案2> 子どもの主体的取組となるよう工夫しましょう

自立活動は、疾病や損傷を治療することを目的とする医療とは違います。適切な課題に子どもが主体的に取り組むことにより障害の状態の改善・克服を図るものです。子どもが課題を十分に理解し、努力の結果、課題が達成できるよう導くことが重要です。

<改善への提案3> 子どもが学習の計画や評価に参加できるようにしましょう

目標や内容について本人の理解を図ることはもちろん、可能な場面では本人の希望や意見を取り入れたり、選択できる複数の活動を用意したり、評価にも参加できるように工夫をしたりすることが大切です。そうすることにより、当面の学習活動に対して主体的な取組を促すとともに、自己選択と自己決定の下に社会参加する資質を養うことにもつながっていきます。

（下山直人）

<事例>

A子は、飲み込む力や噛む力が十分育っていないため、むせやすく食べることが苦痛そうでした。食べ物の調理形態も、固形物が多く、本人の食べる力と合っていないようでした。そこで、保護者、栄養士、自立活動担当教員、施設の理学療法士と話し合いを持ち、本人が自分の食べる力を十分発揮して、おいしく楽しく食べられることが大切であり、より自立的な状態であると共通理解しました。その後、食べる力に合わせた調理形態にして、一匙ずつ本人が食べたいものを確かめながら食事指導を続けたところ、むせることが減り楽しく食べるようになるとともに、飲み込む力も強くなってきました。（下山直人）

Q2

本校では、自立活動の重要性が理解されていないように思われます。自立活動に対する教員の意識を高めるためにはどのようにすればよいでしょうか。

A <問題の所在> 盲・聾・養護学校の教育課程が十分に理解されていますか

自立活動の指導について、自立活動の時間だけ指導すればよいと考えている教員や、専門の教員だけが行うものと捉えている場合があります。原因として、盲・聾・養護学校の教育課程を十分理解していないことが考えられます。校内研修等を通じて理解を図るとともに、教育活動を通して具体的に理解することも大切です。

<改善への提案1> 自立活動の教育課程上の位置づけ等を確認しましょう

盲・聾・養護学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育をするほか、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としています。後段の目的を達成するため特別に設定された指導領域が「自立活動」です。

障害のある子どもにとって、自立活動の指導は大変重要であることから、学習指導要領総則において「学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする」と規程されています。学校の教育活動全体を通じて行うのですから、全教員が正しく理解していなければなりません。

<改善への提案2> テキストを作成し校内研修等で共通理解しましょう

自立活動は、小・中学校等にはないこと、障害種別によって取り扱いが異なることなどから、新任教員が理解するには難しい面もあります。そのため、各学校では年度始めや夏休みの校内研修で取り上げていることが多いようです。研修の効果を高めるために、テキストを作成し、自立活動の教育課程上の位置づけや自校の自立活動の特徴をまとめておくといよいでしょう。新任研修に役立つだけでなく、自校の実践の成果を蓄積することにもなっていきます。

<改善への提案3> 事例を通して考えましょう

個別の指導計画の作成を通して、自立活動の指導が子ども一人一人にとってどのような意味を持っているのか具体的に捉えることがよいと思われます。個別の指導計画は、学級担任だけではなく、指導にかかわる他の教員や自立活動担当教員と協力して作成することが必要です。複数の教員が協議する中で、障害の状態に基づく困難を改善・克服するため、どのような学習をどのような場で行うのか検討することにより、自立活動の時間に行う内容と他の教科・領域の中で指導することが整理され、個々の教員の役割も明確になります。 (下山直人)

<事例>

A養護学校では、自立活動部で作成したテキストを使って新任者研修をしています。年度始めの研修で、基本的事項の理解を図るようにしています。その後、一人一人の指導に関わる教員で個別の指導計画を作成しますが、その際、個々の課題を達成するため、自立活動の時間で指導する内容と他の教科・領域の中で指導する内容をできるだけ明確にしています。各教科・領域の年間指導計画を作成する際には、個々の自立活動の課題も踏まえて計画を立てます。新任者は、テキストを活用しつつ、事例を通して自立活動を理解しています。 (下山直人)

Q3

自立活動と他の教科や領域における学習との関連はどのように図ればよいのでしょうか。

A<問題の所在> なぜ「自立活動」があるのか、他教科等のねらいや内容の違いを明確にしていますか

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素を五つの区分に分類・整理したものです。一方、教科は基本的には各学年毎に学習すべき内容が系統的に配列されています。なお、知的障害養護学校の教科も用意されています。まず、必要なことは、自立活動の指導内容と各教科で取扱う内容の違いを明確にする必要があります。この違いを明確にし、一人の課題に応じて内容を関連づけて指導を展開する必要があります。

さらに重要なことは、自立活動が障害のある子どもの教育の領域の一つとして、なぜ位置づけられているかを再確認する必要があります。

小・中学校の教育内容はその該当する学年の子どもの力がその内容を習得することができることを前提に配列されています。しかし、障害のある子どもの場合は、障害や発達など様々な状況からそれらの教育内容を習得することが難しいことが考えられます。そこで、人間の発達の基本的な内容と障害に基づく種々の困難を改善・克服するために設けられた内容が必要となったわけです。この点を十分に踏まえる必要があります。

<改善への提案1> 自立活動の指導内容と教科の内容の相互関連性の理解を図りましょう

子どもの実態把握に基づいて指導目標を立て、目標達成に向けて指導内容や指導方法が決定されます。自立活動で指導する内容と教科で取り扱う内容は前述のとおり異なります。しかし、子どもの障害の状態によっては、自立活動の内容と教科で取り扱う内容が重なったり、相互に補い合うこともあります。すなわち、(田)各教科等の指導において自立活動の内容を合わせて指導する場合、(用)自立活動の指導において各教科等の内容を合わせて指導する場合があります。大切なことは、その授業で取り扱う内容が、教科としての意味合いを強調するのか、自立活動の内容として指導しているのか、指導する側で説明できるようにしておくことです。

<改善への提案2> 「準ずる課程」における自立活動と教科等の関連性の理解を図りましょう

肢体不自由教育では、子どもの教育的ニーズに対応するために様々な教育課程が準備されています。「準ずる教育課程」や「下学年・下学部代替の教育課程」においては、「自立活動を主とした教育課程」や「知的障害養護学校教科代替の教育課程」に比べて、教科の指導と自立活動の指導の内容が明確に区別し易いといえます。

肢体不自由のある子どもの教科学習の具体的な指導場面においては、姿勢を保持したり、上肢が十分に機能するように教材・教具、自助具、補助具を用いて学習活動を支援していく必要があります。

教科学習が可能な子どもで、身体の動きやコミュニケーション等が難しい場合は、コンピュータ等の情報機器などを有効活用することにより、指導の効果をあげることができます。

(當 島 茂 登)

Q4

自立活動を主とした教育課程では、教科や領域との関連をどのようにを図ればよいのでしょうか。

A<問題の所在> 教科等の固有の目標や内容の相違をしっかりと押さえていますか

自立活動を主とする教育課程では、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができます。下の図にあるようなパターンが考えられ、参考になります。全授業時数の何%が自立活動が占めていれば「自立活動を主とする教育課程」と呼べますか、という質問が時々あります。時間の長さで決めるのではなく、子どもに対し必要に応じて内容を決定します。自立活動のみで子どもの学習内容をすべて網羅できるものではありません。他の教科や領域で取扱う内容を含めて授業を展開することになります。

<改善への提案1> 教科学習の可能性を確認しましょう

学習指導要領解説の自立活動編では、「自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、そのために必要な基本的な指導内容を個々の子どもの実態に応じて適切に設定する必要がある。この場合、取り上げた内容を相互に関連付けて総合的に取り扱い、しかも段階的、系統的な指導が展開できるよう配慮することが、全人的な発達を促す上からも重要である」と述べられています。重度で重複した障害があるからということだけで、各教科等の領域についての指導の可能性について検討されないまま、自立活動を主とした指導が行われていないか確認が必要です。

<改善への提案2> 授業のネーミングに工夫をしましょう

週時程表や学習指導案に、「感覚運動あそび」、「自立活動・音楽あそび」などと表現されているのを時々見かけます。自立活動を主とした教育課程で、領域・教科を合わせた指導を行う時にこのような表現が用いられるようです。自立活動を主とした教育課程で領域・教科を合わせた授業においては、指導内容の整理及び指導課題を明確にすることが大切です。（當 島 茂 登）

自立活動を主とした教育課程（小・中学部）

各教科の一部	道徳	特別活動	自立活動	総合的な学習の時間
各教科の一部	道徳	特別活動	自立活動	
道徳	特別活動	自立活動		総合的な学習の時間
道徳	特別活動	自立活動		

Q5

子どもの実態と、自立活動の「時間の指導」の授業時数と教科等の指導時数の割合を、どのような観点により決定したらよいのでしょうか。

A<問題の所在> 子どもの実態に応じて

従前の学習指導要領においては、養護・訓練の授業時数として各学年年間105単位時間（週当たり3単位時間に相当）が標準として示されていました。現行の学習指導要領からは、子どもの重複化や多様化に鑑み、子どもの実態に応じてより弾力的に運用することが可能となるように、標準の時数を示さないこととなりました。そのような趣旨により、自立活動の「時間の指導」は、子どもの実態に応じて適切に設定することが可能となり、実際に授業時間に占める自立活動の「時間の指導」の割合が高い場合もあれば、低い場合も生じることとなっています。

したがって、子どもの実態に応じて、どのように自立活動の「時間の指導」の時間数を設定するのかということが各学校における課題となっています。

<改善への提案1> 自立活動の「時間の指導」の授業時間設定のための観点から見直しましょう

自立活動は、教育課程上の重要性から盲・聾・養護学校に在籍しているすべての子どもに必要であることが前提となります。したがって、「自立活動の指導」の中核となる自立活動の「時間の指導」が授業時数として全く設定されていないということは適切ではなく、一方、すべての授業時間が自立活動の「時間の指導」であるというのも、全人的な成長・発達を目指すという学校教育の目標からみると、不適切であるということになります。

そのような前提に立ち、次の三つの観点を基に自立活動の「時間の指導」の時数を設定することが必要となります。(甲)子ども個々について設定されている時数において、各教科、道徳活動、特別活動及び総合的な学習の時間と、自立活動の「時間の指導」の授業時間が、指導目標を達成する上で適切なものとなっているか、(乙)子どもにとって授業が過重な負担となっていないかどうか、(丙)自立活動の「時間の指導」と教育活動全体を通して行われる「自立活動の指導」との関連が適切にとれているかどうかです。

<改善への提案2> 教科指導が中心となる子どもの自立活動の「時間の指導」の割合の工夫

授業時数の関係で問題となるのは、教科指導を中心とする子どもである場合が多いようです。小・中学校学習指導要領で示されている内容に加えて自立活動の指導をするわけですから、子どもの学習上の負担を考えると、均衡のとれた授業時間をどのように設定するかは、迷うことが多いと考えられます。その際、各教科と自立活動の指導の内容について、それらの関連性を基にしながら、各教科および自立活動双方の内容について、指導内容を精選した上で、授業時数を設定することが肝要です。

なお敢えて、何らかの目安が必要と考えるのであれば、従前の学習指導要領で標準として示されていた週当たり3単位時間、年間105単位時間という数値を参考とするのもよいと思われます。ただし、この数値にとらわれることなく、子どもの必要に応じて定めることが原則であることを、改めて強調しておきます。

(早坂方志)

Q6

自立活動の区分である「身体の動き」の指導に関して、病院等の医療機関で実施される機能訓練との違いや共通点をどのように整理し、位置づけて理解すればよいのでしょうか。

A<問題の所在> 専門家のプログラムをそのまま実施すればよい、ということではありません

医療機関等での理学療法や作業療法は、医学的治療の一環として、運動機能そのものの改善を図るものです。その基本的な理論は生体力学や神経生理学であり、運動機能そのものの改善の状態を評価していきます。

自立活動の指導として、理学療法士等の専門家の助言をもとに、その目標や内容を検討する場合があります。専門家からの助言をもとに、教えてもらった内容を教えてもらった方法で、そのまま実施している場合があります。自立活動の指導として、単に専門家のプログラムをそのまま実施することは、教育活動としてどうなのでしょう。

<改善への提案1> 教育活動として「身体の動き」を位置づけましょう

病院等で実施される治療や訓練は、医療として位置づけられます。そこでの目的は、病気や障害の状態を治療する、状態を維持することが目的です。一方、自立活動の指導は、学校で展開される教育活動です。その子どもがその力や可能性を最大限に伸ばし、よりよい生活を送るための力を身につけることが目的です。教育活動においては、「治療すること」よりも「より質の高い体験をすることで学習すること」を重視します。

このように同じように「身体の動き」を取り上げても、その目的や目標を達成する上での計画、考慮する要素が異なります。自立活動における個別の指導計画の作成のための手続きを踏まえながら、教育活動として「身体の動き」の指導を位置づけることが必要になります。

<改善への提案2> 心理的な活動として身体の動きを捉えてみましょう

機能訓練の視点から、「身体の動き」は、身体の骨格や筋組織、脳神経系の機能の問題です。一方、教育活動の視点から、「身体の動き」は、自らの身体をどのように把握し、自らの身体をどのようにコントロールするか、自らの身体を操作して外界にどのように働きかけるかの問題です。その活動の基本は課題解決であり、学習活動になります。

さらに、その学習活動に取り組むことは、指導者との共同活動であり、コミュニケーションが前提になります。教員の言葉かけや働きかけに子どもがどのように応じるかを確かめ、そのコミュニケーションの質を高めていくことは、まさに教育活動です。そして、その活動には期待や不安が伴い、それを子どもが自ら調整することで、教員との信頼関係を形成することにもつながります。

<改善への提案3> 指導の前提としての医学的な身体と指導上の配慮を行いましょ

教育活動として「身体の動き」を位置づけたとしても、身体の骨格や筋組織に関することからは、その前提です。例えば、てんかんや股関節の脱臼、骨形成不全等については、指導上で十分な配慮が必要になります。このような医療面に関しては、医師等の専門的な意見を十分に尊重し、日頃から専門家との話し合いを深めておくことが大切になります。 (徳 永 豊)

A<問題の所在> 施設設備および教材教具を充実させるための工夫を行っていますか

自立活動の指導においては、子ども一人一人の指導目標・内容が多岐にわたるため、学校として必要な施設・設備および教材・教具の充実に努めることが必要となります。一方、学校予算は限られていますし、市販されている備品は高価なものが多く、加えて既製の教材・教具はそのまま指導に用いることが難しい場合があります。したがって、どのように計画をたてて必要となる備品を選定し購入していくのか、少ない予算で必要な教材・教具を備えていくかについて、工夫をすることが必要となります。

<改善への提案1> 自立活動に必要な備品を整備しましょう

自立活動に伴う施設・設備および教材・教具、特に備品の充実についての観点としては、「学習指導要領」で示されている自立活動の内容に即して、自立活動を推進する組織（自立活動委員会や自立活動部等の名称で呼ばれている場合が多い）が中心となり、自立活動の指導に関わるすべての教員の意見を集約しながら、現状の備品の状況を毎年見直してみる必要があります。そして、必要な備品は、3年程度の年次計画を立て計画的に購入する必要があります。

その際、次の点について検討するとよいでしょう。(日)「健康の保持」では、教室（ホームルーム）に備えるべき、空調設備、加湿器、体温計、吸引器、パルスオキシメーター等の備品について、養護教諭と学級担任とで連携し相談すること。(月)「心理的な安定」では、個別指導や面接が必要な場合もあることからそのための部屋やパーテーションを確保することや、心理査定に必要な用具を備えること。(火)「環境の把握」では、視覚、聴覚、認知に関わる検査用具や指導に関することや教具に関すること。(水)「身体の動き」では、粗大運動および微細運動に関わる評価のための用具や指導の教具に関すること。(木) コミュニケーションでは、言語指導に関わる評価の用具や指導の教具、特に非言語的な代替コミュニケーションに関わる指導のためのエイドに関すること。

また、備品はその適切な管理・運営が肝要です。各教室への貸出管理、補修、消耗品補充などが自立活動を推進する組織において適切に行われることが必要です。少ない予算で高価な備品を選定して購入したわけですから、購入した備品については、十分に活用することが求められます。

<改善への提案2> 自作の教材・教具を充実させましょう

このような教材・教具があると子どもの指導に役立つというような教員の発想が、教材・教具を整え充実する上での出発点であり、そのような発想から製作された自作の教材・教具は子どもの指導にとっても有効に活かされます。学校として、教員が自作の教材・教具を製作しやすい体制を整えることが必要な理由です。

そのためには、次の観点から取り組んでみたらよいでしょう。教材・教具を製作するための道具や材料がある場所の整備、教材・教具を製作するための助言者を校務分掌上に位置付けること、製作のための材料費（消耗品費）の確保、学校全体として自作の教材・教具の製作を奨励すること、使用しなくなったあるいは使用途中の教材の保管、修理、貸出等の管理を行うことなどです。

(早坂 方志)

Q8

校務分掌として自立活動部が効果的に機能するための具体的な工夫にはどのようなことがあるのでしょうか

A <問題の所在> 自立活動部の役割を明確にしていますか

自立活動は、五つの区分から必要な項目を個別に組み合わせて学習内容を設定していく上において用いられる指導方法や教材教具も多岐にわたり、実践にあたっては各教員の専門性がより要求される領域です。このように各教科・領域に比べさまざまな点で独自性をもった自立活動の指導がより充実するよう支援することが、自立活動部に求められる機能といえます。そのためには、自立活動に関する情報を直接、間接的に校内に提供するとともに、校内の自立活動に関するニーズにも適宜対応することが重要です。

<改善への提案1> 自立活動の授業を支援するための指導体制を工夫しましょう

自立活動部の教員が直接に、子どもの指導にあたり支援を行う方法です。例えば、学年や学習グループで小集団を編成し、自立活動部の教員が自分の学級の指導と並行して他の子どもにもかかわるといった指導体制が考えられます。いわゆる自立活動専任を配置していない学校でも、自立活動に精通した自立活動部の教員が各学年や学部にも均等に位置づけられていれば、それに近い効果をあげることが可能になります。

<改善への提案2> 自立活動を側面から支援する方法も工夫しましょう

直接指導にあたらなくとも、個別の指導計画を作成する上での援助や指導法や教材に関するアドバイスなどの面で、自立活動部が学校全体における自立活動の指導を支援することができます。自立活動部の教員は、日ごろから他の教員の自立活動の指導上の悩みや疑問を把握するとともに、部内での研修を深め、そうした悩みや疑問に対応できる材料を蓄積、整理しておく必要があります。

また、療法士や福祉機器工房といった関係機関とも情報をやりとりできる体制づくりを行うことも重要です。

(古川 勝也)

<事例>

H養護学校の自立活動部では、新しい自立活動の備品を購入しても、一部のクラスでしか利用されていませんでした。そこで、「教材・教具活用研修会」を開催し、広く全職員に紹介する機会を設けました。その結果、今まで埃をかぶっていた教材・教具の利用頻度が増したり、既成の教材にヒントを得て自作にチャレンジする教員が出てきたりといった成果をあげることができました。さらに、「この教材をこのように使ったらよい効果があった」という事例を集め、「教材・教具事例集」を作成することになりました。自立活動部の教員の教材研究が、学校全体の自立活動の指導を活性化させた例といえます。(古川 勝也)

参考文献

- 1) 横田雅史監修 全国病弱養護学校長会編 (2001) 病弱教育Q & A PART I ジアース教育新社

Q9

自立活動の担当者の配置はどのようにして決めたらよいのでしょうか。

A 〈問題の所在〉 自立活動の指導について、幅広い視野をもって指導に携わることのできる教員はいますか

自立活動の担当者という言葉については、個人によってさまざまなとらえ方があるのではないのでしょうか。(田)自立活動の専任の教員、(月)自立活動部に所属する教員、(火)各子どもの自立活動の時間の指導を担当する教員…などがあげられます。当然のことながら、それぞれで求められる資質や心構えは違ってきます。

しかしながら、専任の教員のリーダーシップのもと、自立活動部が幅広い視野をもった教員で構成されることは不可欠なことです。部内での情報の共有や協議によって、子どものニーズや実態に応じた適切な自立活動の時間の指導の担当者の配置が行われることが望まれます。

〈改善への提案1〉 自立活動の指導に関する研修の充実を図りましょう

自立活動の指導体制を充実させていくためには、まず、全教員が自立活動に関する基礎的な知識や技能を身につけることが必要です。知識や技能というと、特定の技法や考え方をイメージされるかもしれませんが、そういったことではなく、学習指導要領に基づいた自立活動の目標や内容について全教員が押さえられているかが大切です。そのことを踏まえた上で、子どもたちを抱き上げたり姿勢変換をしたりする際の関わり方やふれ方について知り、関節や筋の動きの特性について最低限のことを理解できているようになっておかなければなりません。特定の技法や考え方というのは、そういった基礎的なことを基盤にしてこそはじめて意味のあるものになるのです。

このように基礎的なことを全教員が身につけるためには、研修の機会が確実に設定されていることが求められます。年間を通して、継続的かつ計画的に自立活動に関する研修を行うようにしましょう。

〈改善への提案2〉 自立活動の時間の指導において、フリーで動くことのできる教員を配置しましょう

さまざまな研修の機会を通して、各教員がそれぞれの専門性を身につけていきます。その中で、特に自立活動に関する専門性を有したり、興味・関心を持ったりした教員で自立活動部が構成されるようにします。部内では、自立活動の五つの内容の区分に関してそれぞれが役割を担うようにし、各方面からの情報収集や研修に努めるようにします。必要に応じて、部内での研修会を実施します。そこでの知識や技能を基盤として、子どもの自立活動の時間の指導を行っていきます。

しかし、自立活動部の教員は、全ての時間において子どもの担当をするのではなく、第三者的な目で、子どもと担当者とのやりとりを見たり、担当している以外の子どもの課題を確認したり、それぞれの教員の専門性を把握したりすることも大切な業務となります。必要に応じては、スーパーバイザーとして担当者にアドバイスすることもあるでしょう。

そういったことを通して、自立活動のリーダーだけでなく複数の教員が、各子どもの課題、各教員の専門性、子どもと担当者とのやりとりといったことを把握していきます。そのことが、子どものニーズや実態に応じた自立活動の時間の指導の担当者の配置へとつながっていくのです。

(古川 勝也)

Q10

中学部や高等部において中学校や高等学校に準ずる課程になると、教科担任制となり、自立活動の位置づけが希薄になりがちです。それを避けるための工夫はどうすればよいのでしょうか。

A <問題の所在> 中学部、高等部の自立活動の在り方、各教科と自立活動との関連

教科学習では、その基礎を支える自立活動の学習内容が重要な役割を果たします。小学部までの自立活動の指導は学級担任を中心として行われるため、自立活動の時間の指導および各教科等の教育活動全体を通じた自立活動の指導の位置づけが比較的しやすいといえます。一方、中・高等部では、教科担任制となり学級担任以外の教員も指導にかかわります。そのため、子どもの自立活動の課題とその解決に向けた内容および手立てについて教員間で共通理解することが不可欠です。

<改善への提案1> 個別の指導計画を活用し、教科担任同士の連携を図りましょう

個別の指導計画の作成は、学級担任を中心として行われる場合が多いですが、この時点から教科担任から各教科での学習の様子を情報提供することで、自立活動の課題が多面的な実態から浮き彫りになり、子どもの自立活動の位置づけをより確かなものにします。

また、個別の指導計画の評価に関しても、学級担任と教科担任が共同で行えば、自立活動の指導が各教科の学習の基礎的な力に結びついたかどうかを判断することも可能です。

<改善への提案2> 自立活動の課題を各教科担任が関連づけて指導することが相乗効果を発揮します

例えば、国語科の学習場面において「板書をノートにとる」活動がスムーズにできるためには、目と手の協応、図一地の弁別、空間関係の知覚、巧緻動作、体幹の安定といった自立活動の学習内容を押さえておく必要があります。このように各教科の学力定着を図るには、基礎となる自立活動の課題の解決が不可欠であり、教科担任が教科指導の専門性の一つとしてそのことを意識して指導にあたらなければなりません。

しかし、各教科の学習が自立活動の課題にとらわれすぎたものになり、教科の目標達成の妨げとならないよう時間の指導での課題の取り上げ方に留意することが必要です。(古川 勝也)

<事例>

H養護学校の中学部において、準ずる教育課程で活用している個別の指導計画には、自立活動の書式と「教科等における配慮事項」という書式があり、その中で各教科等において配慮すべき自立活動の内容を記述するようになっています。

また、教科担任の話し合についても朝会後に3分程度のミーティングを毎日行い、各教員が学級担任の立場と教科担任の立場の両方から情報をやりとりできるようにして、各教科にかかわる自立活動の内容について教員が日常的に意識できるようにしています。

(古川 勝也)

参考文献

- 1) 小林倫代 (2002) 教科を学ぶまでにはぐくむべきもの 肢体不自由教育154 pp.11-17

Q11

自立活動に求められる基本とはどのようなものでしょうか。また専門性とはどのようなものでしょうか。

A <問題の所在> 肢体不自由養護学校の教員に求められている専門性を知っていますか

平成8・9年全国特殊学校長会人事厚生専門委員会の肢体不自由養護学校部会の報告書によれば、肢体不自由養護学校の教員に必要とされる専門性として、一般の教育者としての専門性（教科指導力・生活指導力・教育愛等）の他に障害に対する専門性が必要であると、特に、近年の重度・重複化に対して必要な事項が、次のようにあげられました。

(甲)一人一人の子どもの実態把握や理解が総合的にできること、(イ)子どもや保護者等の心理面に配慮した指導ができること、(ロ)運動・動作についての知識と技能、(ハ)車椅子・補助具・自助具の知識と取り扱いの技能、(ニ)疾病や健康管理に関する知識と技能、(ヒ)医療的ケアに関する知識と技能、(ヘ)摂食指導に関する知識と技能、(ホ)情報機器・コンピュータ・情報通信ネットワークに関する知識と技能、(ヘ)コミュニケーションに関する知識と技能、(オ)卒業後の進路に関する知識と在学中に育てたい子ども像、(カ)保護者、関係機関との連携に関する知識と技能

これらに加えて、学級や学部と同僚たちと協力して、個別の指導計画を作成する能力、それに基づいて授業に具体化する力が必要とされています。

専門性は、物事をより細かく知ること、すなわち「細分化」によって成り立ちます。しかし、教育は、人間形成です。全体性、総合化、「人間としての統合」を目指します。自立活動に求められる専門性は、細分化を特徴とする一般的な専門家の方向と異なります。

自立活動の専門性として、分化する理論的専門性と子どもを一人の人間として成長・発達をとらえ、総合化する実践的専門性が両方バランスよく必要だと考えられます。

<改善の提案1> 保護者が安心して預けることができるの専門家になりましょう

自分の担当している子どもについての専門家になることを目指しましょう。子どもの一番の専門家はその子どもの保護者です。その子どもが安心するかかわり方を観察したり、保護者からその子どもがその場に安定するための過ごし方を教えてもらい、情報を収集します。その子どもの実態を把握するための観察のポイントやかかわりの方法を知り、子どものもつ特有な表現手段を見つけ出し、コミュニケーションを図れるようになれることがその子どもの専門家と言えます。

<改善への提案2> 自分の得意なことから専門性を深めましょう

必ず自分ならできる得意なことがあります。それを磨きましょう。運動面からのアプローチ、認知面からのアプローチ、コミュニケーションからのアプローチなど自分が関心をもつ面から専門性を深めましょう。重要なことは、自立活動の専門性は、特定のアプローチ方法を深めていくことと併せて、子ども全体の発達を常にとらえていく視点を忘れてはいけません。細分化と総合化を常に両立していけるように自己点検、自己評価を欠かさないことです。（石川 政 孝）

Q12

自立活動をリードする職員の専門性、必要なスキルとは何んでしょうか。それを身につけるためにどのような工夫があるのでしょうか。

A <問題の所在> 専門性を高める努力をしていますか

肢体不自由養護学校における自立活動の指導をリードする職員は、肢体不自由という姿勢・運動の不自由さが発達や学習、日常生活にどのような影響を及ぼしているかを十分把握し、学校生活での様々な場面で活用可能な教材・教具等の選択、配置などの配慮や工夫を行い、担任に対して具体的に指導・助言をすることが求められます。

平成13年度の調査では、自立活動の専任を置く学校は、盲・聾・養護学校全体で約2割、肢体不自由養護学校では約4割です。自立活動の校内組織の役割としては、約8割が研修の企画・実施、6割が指導に当たり、研究に当たるのは約3割でした。

自立活動の専任の有無は、それぞれの学校の判断になりますが、実態として肢体不自由という障害に精通した自立活動をリードする教員が不足しているのが現状です。

肢体不自由養護学校に勤務する教員一人一人がより高い専門性を向上させるために、日常的に必要な知識やスキル等を習得していく努力が求められています。

<改善の提案1> 子どもの多様性に対応できる専門性を身につけましょう

子どもの健康面に関する医学的な基礎知識や運動面や認知面の発達についての知識を専門性の基礎とし、多様な実態のある子どもたちと実際に関わり合うことで発達の多様性と多角的な指導方法を身につけることが大切です。担任の教員をスーパーバイズする指導力や指導チームをまとめるリーダーシップ・人間力が必要です。

<改善への提案2> 子どもとの関わりから学ぶことも大切です

日常の子どもとの関わりの実践から自らの研究課題を設定し、仮説をもって指導に当たり、自らの関わり工夫を子どもの変化と対応させていきます。ビデオなどの記録を仲間で見合い、自らの実践を意見交換をしながら、振り返ります。自分の子どもへの関わりをこう変えてみたら、子どもが変化してくる手ごたえを感じることができるでしょう。

研究所や大学などの研究者をスーパーバイザーにして指導助言を求めることもできるでしょう。子どもも学び、教員も学ぶ、学び合う関係を創りたいものです。

<改善への提案3> 教員自身が常に多様な文化との接面を持ち続けることも役に立ちます

子どもの学習を援助するためには、子どもに対してわかりやすい教材を用意し、わかりやすく提示すること、子どもの多様な表出を受け止めるアンテナをもつ、あるいは子どもに合った表現手段を用意すること、子どもの興味関心に応じた多様な活動と参加の選択肢が用意されることが重要です。子どもの主体的な学びを支援するには、教員が多様な文化的な実践を通して、授業の題材や教材・教具についてできるだけ多くの選択肢を用意しましょう。(石川 政孝)

Q13

自立活動の専任の教員において指導を展開している場合、それが学校でうまく機能するための工夫はどのようなものでしょうか。

A 〈問題の所在〉子どもの「個別の指導計画」の作成や、目標達成に向けての授業の組み立てや評価が、複数の教員で行われていますか

自立活動の専任が学校でうまく機能しない原因として、学校の指導体制が十分に整っていないことが考えられます。子どもの「個別の指導計画」は、どの学校でも作成がなされ運用もされていますが、本当の意味で使えるものになっているのでしょうか。そのことを見つめ直す必要があります。

また、子どもに関わる教員は、学級担任、各教科担任、自立活動担当、同じ学年の隣のクラスの担任…などさまざまです。それぞれの立場でそれぞれの専門性があることをお互いに前提として認めておくことも大切です。

〈改善への提案1〉 一人の子どもの「個別の指導計画」について、関係するできるだけ多くの教員が、気軽に声を出し合える体制をつくりましょう

子どもの「個別の指導計画」を共通の話題として、教員同士で話し合える場があるでしょうか。一人の子どもに関する全ての教員が一堂に会するというのは、現実的にそう度々可能なことではありません。しかし、学級担任に情報を集約させていくシステムを構築することを通して、「個別の指導計画」を複数の教員でつくり上げ、運用していくことが可能となります。そのためには、授業時の子どもの様子や変容について、気軽に伝えあえる関係を築くことが何よりも大切です。時間的に限られた授業では十分に伝えることはできないかもしれませんが、「今日はこんなところがよかったよ。」「昨日よりもここは今ひとつだったね。」などと日々口頭で伝えていくことが、そういった関係づくりのスタートになります。また、簡単なメモ紙を各教室に置いて、ちょっとした変容や気づきをサッとメモできる環境をつくっておく工夫も必要となってきます。そのメモをまとめていくことで、多面的に子どもをとらえることができます。

「個別の指導計画」や前述のメモの集約を、学級担任だけが保有しておかず、いつでも関係する教員が目を通せるようにしておくことは、立場の違う複数の教員で一人の子どもを育んでいくためには不可欠なことです。

〈改善への提案2〉 「教員それぞれの専門性を認め合うこと」と「自分の持っていない専門性について探求心を持つこと」のバランスを大切にしましょう

子どもの「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服すること」「調和的な発達の基盤を培うこと」を扱う自立活動と、国語・数学・保健体育などの各教科では、担当する教員の持っている専門性は当然違います。それぞれの専門性を認めていくことがスタートとなります。

しかし、違いを認め役割分担をすると、自分の専門性の範囲以外には関係ない、という認識を持つてしまうことがよくあります。そのことが、立場の違う複数の教員が一人の子どもを取り巻くときにうまく機能していかないことにつながっています。その関連づけのためには、自分の専門分野以外のことについても知ろうとする姿勢を持つことが求められます。

教員一人一人がそういった姿勢を持つことで、子どもについてや職員それぞれの業務についての情報の共有が円滑になっていきます。(古川 勝也)

Q14

専任制がない学校で、担任教員の資質を高めるために、どのような工夫をすればよいのでしょうか。

A <問題の所在> 専門性の向上のための取組を行っていますか

専任制がない場合、各担任教員の経験年数や力量に負うところが大きく、自立活動の指導において資質的なばらつきが出てくる可能性があります。まずは、専門的な研修を受ける機会を多く設定し、あらゆる視点から担任教員の資質を高めていくことが必要です。また、その子どもの指導に関して担任教員だけが関わるのではなく、多くの教員が関われる機会を設けることも大切です。その中で、専門的知識や技能を有する教員を中心に、子どもの指導に関して検討を行い、担任教員の自立活動における専門性の向上を図っていきます。

<改善への提案1> 自立活動における専門的な研修会を計画的に開きましょう

自立活動の指導は、五つの区分ごとに示された内容の中から、個々の子どもに必要な項目を選定し、それらを相互に関連づけて具体的に設定する必要があります。そのため、担任教員は一つの区分だけではなく、全ての区分について専門性を高めなければなりません。したがって、自立活動の研修会を設定する場合、研修内容の全体的なバランスを考えながら計画を立てることが大切です。このようにして、担任教員一人一人が、子どもの実態を的確に捉えることができるようになり、適切な指導内容を選択することが可能となってきます。

<改善への提案2> 複数の教員で、その子の指導について話し合しましょう

その子どもの目標や指導内容を設定するときに、担任教員だけで考えるのではなく、学習グループなど複数の教員で話し合いを行うことが大切です。話し合いの中で、いろいろな視点からその子どもの目標や指導内容について検討することができ、担任教員も目標や指導内容の設定の仕方を学ぶことができます。また、定期的にケース会議を開くことで、自立活動の指導について検討し、修正しながら、より実態にあった指導が可能になってきます。

このように、自立活動の指導は、担任教員だけではなく、他の教員と共通理解を図りながら効果的に取り組んでいくことが大切です。 (古川 勝也)

<事例>

教職2年目のA先生は、指先をもっと上手に使えるようになることを目標に上げ、自立活動の時間の指導で、ペグ差しやビーズ通しなどの指先のみを使った活動に取り組んでいました。学習グループでの第1回目のケース会議の中で、手指の巧緻性と関係のある腕全体を動かす粗大運動や、対象物をしっかり見る学習の必要性の指摘を受け、指導内容の追加変更を行いました。年度末頃には、対象児の指を使った活動が以前よりもスムーズになり、大きめのボタンであればはめることができるようになりました。 (古川 勝也)

Q15

専門性の高い自立活動専任の異動等で、指導の質が低下する場合があります。そうならないためにどのような工夫がありますか。また、教員の異動等で配慮している点はどのようなことでしょうか。

A<問題の所在> 自立活動の指導が自立活動の専任によってのみ展開されていませんか

自立活動の専任の異動などで学校における自立活動の指導がうまく機能しなくなる原因として、学校としての自立活動の指導体制が十分に整っていないことが考えられます。自立活動の指導の充実のために自立活動の専任の教員を配置するのは有効なことです。その配置がなされることは、自立活動の指導の充実のスタートに過ぎません。大切なのは、配置された専任の教員のリーダーシップのもと、子どもの“〇〇したい”といった気持ちや、保護者の“〇〇してもらいたい”といった願いに、全ての教員が、まずより添う気持ちをもつ体制を構築することです。

<改善への提案1> 「自立活動の指導は全教員が関わるものである」という認識を全ての教員がもてるようにしましょう

全教員が関わる自立活動の指導を周知させていくためには、まず土台として、学校における自立活動の指導体制のあり方について、自立活動担当だけでなく、さまざまな学部や校務分掌の教員とともに、全校的な見地から協議をするようにしましょう。そのことを通して、子どもが自立活動の学習で学んだことが実際の生活の中で活用されていくことを目指すのが重要なことである、という視点を全員がもてるようにしていきましょう。

それには、全教員を対象とした自立活動に関する研修の定期的な実施や、事例研究会、授業研究会を積極的に行うようにしましょう。また、自立活動担当者と学級担任・教科担任とが週に一度は情報交換をする場があることも大切です。

全教員が「自立活動は身体の動きの改善だけ」という限定的な捉えを打ち破り、「健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーションの内容を相互に関連づけて学習を組み立てていくものである」という認識をもつようにしましょう。その場その場での指導だけではなく「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を基盤とした一貫した指導がなされるようにすることが何よりも求められることです。

<改善への提案2> 自立活動担当者の養成に努めましょう

一人の専門性の高い教員によってのみ自立活動に関する企画や運営が実施されないようにしましょう。特定の教員のリーダーシップは必要ですが、必ず複数の教員と協働して企画や運営をする体制を整えておくことが不可欠です。可能な限り、自立活動のそれぞれの内容について責任をもてる知識や技能を有している教員を養成するようにしましょう。

また、特定の技法や方法のみにとらわれるのではなく、子どもの実態やニーズに柔軟に対応できるような幅広い視野をもてるようにすることが求められてきます。また、今だけでなく生涯を見据えて、子どもに関わる他職種の専門家とつながりをもっていくことも重要です。

(古川 勝也)

Q16

自立活動の基本的な理解、指導内容・方法に関する研修カリキュラムとしてどのようなテーマや内容が考えられるのでしょうか。

<問題の所在> ICFの視点からカリキュラムを考えたことがありますか

肢体不自由養護学校における自立活動の研修では、従来医学的な障害の理解や障害の状態を改善するための訓練に関する内容に重点が置かれました。すなわち障害や疾病に関すること、てんかんの種類やその対応、変形や拘縮を予防するための姿勢や運動の訓練方法、摂食指導、さらに医療的ケアなどに関する内容です。これらは、肢体不自由のある子どもに対して「個に応じた適切な指導」を進めていく上でとても重要です。

しかし、自立活動が自立をめざした主体的な活動を一層推進する観点から研修のカリキュラムを見直すと、従来の治療や訓練に関する内容とは別の観点からのアプローチも必要ではないでしょうか。そのヒントとして、国際生活機能分類（ICF）における新しい障害の概念からみると、次のようなテーマやトピックスが考えられます。

<改善への提案1> 参加→活動→心身機能・身体構造のベクトルからの視点で考えてみましょう

いわゆる医学的な障害モデルの逆の発想として、治療や訓練でなく、今既に獲得している機能や能力をどう生活に生かし、生活の質の向上を図るかというアプローチです。生活のあり様を環境との相互作用のプロセスとして捉え、様々な角度から環境を調整するエコロジカル・アプローチともいえます。例えば、AAC（拡大・代替コミュニケーション）やアシスティブ・テクノロジー（支援技術）の考え方にも繋がります。また、地域生活支援の重要なアプローチとして、ケースワークまたはソーシャルワークがあります。ケースワークは、理学療法、作業療法、心理療法とともに医療や福祉で障害のある人の支援に重要な役割を担ってきましたが、援助のための関係を形成する技法として、自立活動を指導する場合に参考になる視点が多くあります。様々なネットワークづくりや周辺の小・中学校等への地域支援にも繋がるテーマです。

<改善へ提案2> 活動と参加からの視点が大切になります

ICFには、活動と参加について分類と定義がされています。これらの分類項目を活用して自分たちの研究カリキュラムを点検することから、自分たちの視点の偏りや今までアプローチしていなかった視点が見えてきます。学校での活動だけでなく、家庭生活やコミュニティライフ（地域生活）・社会生活・市民生活の活動及び参加においての子どもの課題を見つけることができます。

<改善へ提案3> 心身機能・身体構造における脳科学のアプローチが注目されています

従来、脳に関する情報は脳波などに限られていましたが、脳画像分析による機能診断などの情報から知的障害や運動障害への効果的な指導方法を開発する研究が最近進んでいます。近い将来、脳科学から得られる情報を指導に結びつけることも可能になり、より効果的な指導が期待できます。

（石川 政 孝）

参考文献

- 1) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所編著(2005) ICF(国際生活機能分類)活用の試み ジアース教育新社
- 2) 狭間香代子(2001) 社会福祉の援助観 ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント 筒井書房
- 3) 脳と障害児教育編集委員会 加藤俊徳・坂口しおり編著(2005) 脳と障害児教育 適切な支援への模索 ジアース教育新社

Q17

自立活動の研修をどのように計画的に実施すればよいのでしょうか。実施するためのコツはどのようなものでしょうか。

<問題の所在> 参加者の主体的な活動を促す工夫をしていますか

研修のテーマの設定も重要ですが、研修に参加する教員のモチベーションを高める工夫が重要です。研修の形態は、講義、演習、体験学習、小グループでの協議などありますが、多くの研修は受動的に設定されたテーマの講義を受動的に聞くというスタイルが多くはないでしょうか。

大切なことは、参加意識を高める工夫をすることです。受動的な参加を、いかに主体的な活動にし、より積極的な参加にするか、子どもの授業と同じ観点で、工夫をしてみましょう。

<改善への提案1> 疑似体験などの体験型研修を取り入れてみましょう

障害理解の第一歩として、外から障害を理解するのではなく自分自身が仮の障害状況を体験することにより、障害がある状況での日常の自分自身の身体と外界との接面を感じ直し、生活の困難さを自分自身が具体的に理解することが重要です。

重度の肢体不自由の子どもの中に視覚障害や聴覚障害のある子どもが多くいることが知られています。肢体不自由養護学校ではこのような実態があまり知られておらず、実態として見えにくさや聞こえにくさへの配慮がなされていません。日常、目の前で教材を提示したり、周囲の雑音の中で言葉がけをしたりして、子どもが受け止めたと思いきやこんでいることが多いのです。また、車いすに乗って受動的に移動させられる際に体感する速度感や行き先もわからず移動することの不安感など疑似体験を通して知ることが子どもの指導に直接生きてきます。

<改善への提案2> 実技を取り入れた研修を計画しましょう

重度の肢体不自由がある子どもがわずかな動きを利用してコミュニケーションするAAC（拡大代替コミュニケーション）や遊びや日常生活の場面で、様々な動作を代替する教材・教具を実際に製作します。教員が創意工夫することにより、子ども自身が周囲の人やものに働きかけることができることに気づきます。教員自身が自分の工夫したことが指導の成果となってフィードバックされることを実感として経験することがとても重要です。

ロールプレイを利用したカウンセリングの研修も有効です。保護者との面談の実際などについては、教育相談を担当する人以外は、あまり研修する機会がありません。それぞれの方法で任されているのが実状です。簡単な相談や面談の場面を想定して、役割を分担してロールプレイをすると、まずそれぞれの教師の個性の多様さにお互い気づくでしょう。自分の話し方や聴き方に意識を向けて自分の特徴を知ることが、日常の協議などの話し合いやコミュニケーションにも役立ちます。

<改善への提案3> 研究協議の進め方の工夫

授業実践をビデオに記録し、少人数のグループで授業を振り返りながら意見を述べ合います。感想や意見を付箋紙などに書き留め、それらを集めて整理し直しながら協議をすすめると、メンバー全体で視覚的にも協議の流れや方向が確認でき、メンバー間の協議が活発になります。その他、問題解決を促進する技法として企業研修等のノウハウも参考になります。（石川 政 孝）

Q18

力量が異なる教員間において、お互いの得意分野を活用して、相互の力量を高めるための研修にはどのような工夫が必要でしょうか。

A <問題の所在> 教員の多様性や教員間の相互作用を創ること

養護学校では、新任者や小・中学校・高等学校からの転任者、肢体不自由以外の他障害種の学校からの転任者などを含めて日々の授業で子どもの実態に応じた指導を行っています。教員経験の短い長いや年齢も幅広い状況です。そうした多様な資質や専門性を備えた教員の資源が有効に子どもの指導に活かされているのでしょうか。

教員は、基本的にそれぞれが小学校や中学校・高校の各教科の専門性をもち、様々な得意分野をもっています。各学校では、一人一人の教員がもっている力量を十分に発揮し、お互いの得意分野を活用して、相互の力量を高めることが重要です。一人の子どものために学級単位や学部単位さらに全校での教員集団がチームアプローチすることができないでしょうか。研修と実践を別に考えるのではなく、日々の指導実践につながる研修の工夫ができないでしょうか。

<改善への提案1> お互いの得意分野を知るためのプレゼンテーション研修をしましょう

校内研修の一環として、それぞれが講師を担当し、自分の得意な分野について紹介し合います。また、プレゼンテーションの時間が確保できない場合、ポスターを作成し、一定期間で掲示し、読んだ人が感想や意見を付箋紙に記入してポスターに貼り付けます。集められた意見等を集約してまた発表します。こうした企画を通して、それぞれの教員がもっている校内の得意分野を集約し、一人一人のニーズに応じた授業を組み立てる際に、それらの得意分野を活用します。

また、自分の得意分野を紹介することにより、教員一人一人の特徴を知り合い、子どもと同様に教員の多様性にも目を向けることは、一人の子どもに対して多面的なアプローチを実施するためにも、個々の教員の力量をまとまった組織力につなげるためにも重要になります。

<改善への提案2> 日常の実践の中で指導実践そのものが研修につながる工夫をしましょう

VTRを活用して、お互いに授業を見合い、それぞれの授業を振り返ることが、授業の実践力を高めます。学校内の自立活動専任や経験の深い同僚をスーパーバイザーにして、進めるとよいでしょう。

また、学校の指導の中で体験する「ヒヤリハット事例」（危険な状況となった事例）を集め、お互いの経験を共有し合う研修なども日常の危機管理やタイムリーな情報提供につながります。

<改善への提案3> 会議の進め方を工夫して可能性を拓きましょう

地域の自治体やNGO組織、企業などでは、多様な価値観や生活スタイルをもつ人が集まります。そのメンバーが話し合いを通じて一つの合意形成をしていかねばならない状況で、対等な立場で意見や知恵を出し合い、他者との相互作用の中から新たな発見や可能性を見だし、単なる意見の調整を越えた満足度の高いコンセンサスを作り上げなければなりません。そこでのノウハウは学校現場でもとても有効です。校内研修のプログラムの一つとして、会議の進め方に関する研修会を企画することもよいでしょう。

(石川 政 孝)

Q19

自立活動の指導は、時間を設けて指導を行うだけでなく、学校の教育活動全体を通じて行うことが重要だということを共通理解するために、どのような工夫を行ったらよいのでしょうか。

A<問題の所在> 学校の教育活動全体の中でどのように自立活動の指導を行って行くか共通理解を図っていますか

養護学校では自立活動の指導を時間を設けて行っています。時間を設けた指導だけが自立活動の指導であると考えられる傾向があります。自立活動の指導は、各教科、領域・教科を合わせた授業や道徳、特別活動等の授業においても指導が行われるものです。自立活動の時間以外の授業において、どのような自立活動の指導を行うのか整理しておかなければならないでしょう。

<改善への提案1> 個別の指導計画が学校の教育活動全体を通じて自立活動の指導を行う様式になっていますか

多くの養護学校では、個別の指導計画において自立活動の時間の指導における指導内容や目標が記述されています。しかし、各教科や領域・教科を合わせた授業等において、どのような内容の自立活動の指導を行うのか記述されていない学校が多いようです。指導内容や目標を各授業ごとに定めますが、自立活動の指導では時間の指導とそれ以外の場面の自立活動の指導に分けて個別の指導計画を作成するなどの工夫をすることによって、学校の教育活動全体を通じて行うことが重要であることの理解が進むと考えられます。

<改善への提案2> 時間の指導以外の指導内容等を押さえていますか

各教科や領域・教科を合わせた授業等でどのような自立活動の指導を行うのか分からないという声があります。例えば、身体の動きに関する指導であれば、各授業を効果的に進めるための姿勢づくりやポジショニングなど、コミュニケーションに関する指導であれば様々な支援機器の活用の方法などが自立活動の時間以外の指導内容に当たります。ただし、各教科や領域・教科を合わせた授業では、それぞれの授業のねらいや目標があるので、それを逸脱しないように留意する必要があります。(川 間 健之介)

<事例>

Aさんは右手にまひがあり、作業は左手で行いますが、筋力が弱く可動域も狭いという子どもです。入学当初の算数や国語の授業では、教員が手を添えて文字や数字を書いたり、代筆して記入したりして学習を進めていました。学習意欲は高く、自分でやりたい気持ちが強いAさんでしたが、いつも介助を必要とする学習にもどかしさを感じているようでした。そこで、少しでも自分でできる学習スタイルを身につけるため、自立活動の時間に腕や手指の柔軟性を高める学習とノートパソコン（タッチ操作可）の操作の練習に取り組み、Aさんは少しずつ人差し指でパソコンを操作する技術を身につけていきました。少しでも覚えた操作は、早速教科学習でも試すことができるよう教材を準備し、自力で学習に取り組む達成感を味わいながら、操作の精度を高めていきました。現在、このような取り組みでパソコンが学習に欠かせないアイテムとなりました。

(筑波大学附属桐が丘養護学校)

Q 20

自立活動のねらいや指導内容・方法について、教員間の共通理解を図るためにどのような工夫をしたらよいでしょうか。

A <問題の所在> 一人の子どもを複数の教師でみる体制になっていますか

肢体不自由のある子どもは障害の状態や発達段階が多様であるため、具体的な指導内容や方法も多岐にわたります。ある学校では、自立活動の指導は個別指導を基本とするため、一人の教員が対象となる一人の子どもを指導することになっていて、実態把握、指導のねらい、指導内容及び方法の選択までその教員が一人で行っています。個別の指導計画の作成も担当者が一人で責任を持って書くことになっている場合があります。

重度・重複化、多様化している子どもを分担し、責任を明確にしている体制は良いとしても、実態把握、指導のねらい、指導内容の選択まで一人に任せている点に問題があります。このような体制では、子どもへの一貫した指導や客観的な評価が難しくなります。

<改善への提案1> 教員間で話し合う仕組みづくりが大切です

自立活動の指導においては、個別の指導計画を立て、それに基づき日々の授業が展開されることとなります。しかし、学校によっては、担任が一人で個別の指導計画を立て、それに基づいて授業を行っていることもあるようです。このような場合でも、各自記入した個別の指導計画を持ちよって授業に関係する教員の意見を取り入れる機会を持つなど、話し合いの場をつくるのが大切です。特に肢体不自由のある子どもの場合は、身体的な側面を中心に、認知を含む心理的側面、医学的側面からの配慮を必要としますので、共通理解のために話し合う機会を持つことは重要です。

<改善への提案2> 情報収集や評価も複数の教員で行うと良いでしょう

自立活動の指導においては、指導の一貫性を図るために、関係する教員間でねらいや指導内容・方法に関してお互いに確認し合うことが必要です。より効果的な指導を展開するためには、対象の子どもの具体的な実態把握や指導過程における評価が必要になります。指導に必要な情報の検討は、複数の教員で行います。複数の教員で行うことにより、情報の偏りを少なくし、評価の共通理解が図られます。例えば、肢体不自由のある子どもは、触覚刺激に対して過敏であったり、反対に鈍感であったりする場合があります。このような子どもに対してどのように指導したら良いか、など具体的な事例をとおして、複数の教員の意見を取り入れるようにします。ケース検討を行うことによって、共通理解が得られ教員の専門性が培われます。

<改善への提案3> 教員の学び合いを子どもの指導に活かすことも大切です

教員間で共通理解を図るには二つの意味があります。一つは指導に関して複数の教員が目標について共通の認識を持つことによって、指導の一貫性が確保されます。もう一つは指導内容・方法に関して教員間で対等な関係で相互にチェック機能を果たすことによって、より質の高い指導が可能となります。日々の指導において教員がこのような意識を持ち、話し合いの環境が学校の中に確立されていることが重要です。教員の学び合いが、子どもの指導に活かされます。

(當島茂登)

Q21

自立活動の指導について教員間で話し合いをもって、共通理解を図っていかなくてはならないと思いますが、様々な意見や考え方のため、話し合いがまとまりません。また、話し合いをする時間が確保できません。なにか良い工夫はないでしょうか。

A<問題の所在> 教員の人数だけ様々な考えや意見があります

子どもの実態把握や指導内容について、教員の間で意見が異なることは度々あります。その子どもに係わる教員が全員同じ考え方をもち、同じように指導しなければならない、という前提の話し合いは議論がまとまらないものです。複数の教員が意見を出し合うのですから、様々な意見が出るのは当然であり、重要なのはそれらの意見を集約する方法です。話し合いをする時間を確保することは困難であれば、様々な工夫が必要となってきます。

<改善への提案1> 多様な意見をまとめましょう

ある意見や考え方をめぐってその正誤を論じることがよくありますが、その子どもに係わる役割が各教員で異なることを考えれば、意見や考え方が異なる方が、多面的に実態を把握し、指導内容等も様々な角度から考えていると言えるでしょう。重要なのは、異なる意見や考え方の間の関連性を整理していくことです。多くの学校では、「K J法」等を参考にして、多様な意見を集約しています。

<改善への提案2> メモやファイルの共有化を図りましょう

話し合いの時間がしっかりとれる学校はまれです。根本的には、校内分掌の見直しや会議の持ち方などを改善する必要があります。有効な方法として、いくつかの学校が行っていることは、各教員がその子どもについて気づいたことを付箋等にメモをとり、担当者が集約していったり、指導ファイルや個別の指導計画に関連する教員が適宜書き込みを行うなどして、その子どもに関する情報を共有するなどの工夫があります。

(川 間 健之介)

<事例>

A養護学校では、子どもの実態を把握するため、担任が子どもにかかわる人すべてにカードを配布し、各々の見取り（児童生徒のあるがままの姿）を簡潔に記入してもらい、提出してもらっています。カードは集まり次第、関係する教員で分類整理し、共同してその相関関係を明らかにします。すべてのカードは、多角的に子どもを捉えた大切な見取りの一つとして尊重し、それらがすべて位置づく相関図にまとめます。字面だけを追って解釈にずれが生じますので、直接に記述の意図を説明するなどして、子どもの全体像を共有していく過程を大切にしています。このようにして作り上げた相関図を基にして、個別の指導計画を作成したり見直したりしています。また、子どもの現状と課題が一覧できる資料として、皆で子どもを共有するための連携ツールとしても活用しています。

ただし、子どもにかかわる教員がいつも全員集まることは難しいというのが現状ですので、モデルケースだけは全員で行い、他ケースはその要領に沿って少人数で行ってみるなど工夫しています。

(筑波大学附属桐が丘養護学校)

Q 22

自立活動について共通理解を図るための組織づくりやそのための時間の確保は、どのようにしたらよいでしょうか。

A <問題の所在> 共通理解のための学校としての組織づくりを行っていますか

国立特殊教育総合研究所の自立活動の調査結果から「自立活動に関する教員間の理解と捉え方にばらつきがある」ことがわかりました。「養護・訓練」から「自立活動」に名称が変更され、「自立活動」と従来の「養護・訓練」との違いについての共通理解が得にくい現状があるようです。養護・訓練が自立活動に名称が変わっても、障害のある子どもの教育において固有の大切な指導領域であることには変わりません。

障害のある子どもの教育において、自立活動をより質の高いものとして確保するため、学校としての組織体制の整備が必要となります。肢体不自由養護学校は義務教育段階での重複学級の在籍率が約75%となり、自立活動の教育課程上の位置づけがますます大きくなっています。

現在の自立活動に関する分掌組織と自立活動の指導を担う学級担任等と関係を見直すことが重要でしょう。

<改善への提案1> 授業研究を中心に据えた組織づくりをしましょう

各学校では特別支援教育体制に向けて校内の校務分掌の見直しが行われてきています。自立活動に関する共通理解を図るために、この組織を機能させることが重要となります。自立活動を担当する分掌が、自立活動に関する共理解を図るために、校内研修、自立活動に関する授業研究及び評価に関する研究など具体的に推進することで、教員間の意識のばらつきを改善するように努めます。自立活動の分掌組織としては、外部講師を招聘した単発的な校内研修だけでなく、授業研究など具体的な実践をとおして、校内体制を構築していくことが求められています。

授業研究の具体例としては、肢体不自由養護学校での授業場面で、子どもの反応が極めて微弱なために教員がその反応を見逃してしまうことがあります。授業場面をビデオに記録するなどして、授業研究会で再度視聴し、教員間の共通理解を具体的な事例をとおして行うようにします。

<改善への提案2> 時間を有効に活用するための会議の見直しをしましょう

組織を運営していくためには様々な機能を持つ会議が必要となります。学校でも新しい行事を企画し運営していくために、職員会議、企画会議、学部会、学年会、各行事担当者会議、授業研究会等があります。これらの会議について、学校全体で見直し、意見交換の方法を電子媒体によるなど工夫し、会議の回数を減らすよう工夫することも大切です。ある学校では、諸連絡や児童生徒の情報交換のために連絡板を有効に活用しています。

<改善への提案3> 会議の持ち方の工夫をしましょう

会議の多い学校で自立活動に関する新たな会議を設定することは大変厳しいことであろうと予想されます。課題解決や合意形成の方法として用いられている会議の持ち方の技法を導入するなど、効率的な会議の持ち方について工夫することも必要でしょう。

(當 島 茂 登)

Q 23

教員間で、個々の子どもの目標が共通に理解されていず、具体的な支援が教員ごとに違ってきます。子どもの実態、目標を共有するために、必要なことや話し合いの進め方として、どのような工夫がありますか。

A <問題の所在> 情報交換と話し合いの工夫を行っていますか

学級の担任教員には、経験豊富な教員もいれば、新採の教員もいて、学級が集団でチームとして活動する場面が多くあります。子どもの実態、目標を共有するために、話し合いが必要なことは前提ですが、時間が限られている中で、効率的に進めることが重要になります。ポイントとなるのは日頃の情報交換と話し合いの進め方の工夫です。

<改善への提案1> 気軽なまじめな会話から始めましょう

自立活動の指導を充実したものにするために、指導事例の検討会が必要となります。しかしながら、時間を決めて会議をもっても、なかなか自由な意見が出ない場合もあります。

教員間で日頃からどのような会話をしているのでしょうか。「気軽なまじめな会話」からスタートしましょう。スポーツやファッションについて、気軽に話すことは抵抗がありません。その話題を少し変えて、少しまじめなことについて、話してみることが情報交換のきっかけになります。子どもの様子について、保護者からの話について、今日の授業について、検討会と構えないで、そのような話題を意識的に他の先生に投げかけてみましょう。

<改善への提案2> 実態把握や評価のための話し合い、その方法を工夫しましょう

効率的に話し合いを進めるに、考えられる工夫はたくさんあります。ポイントは、目的を明確にし、参加者が全員関与することではないでしょうか。これらをどのように視覚情報として確認するかが重要です。

目的を明確にして、話がずれないように、ホワイトボードを活用して、共通の土俵を明らかにすることが効果的です。全員が参加するためには、前もって意見や感想をカードに記入して、それを手がかりに、各教員が発言することです。会議の進め方の方法等を参考にして工夫しましょう。
(徳永 豊)

<事例>

A 養護学校小学部のB学級のことです。1日の授業が終わり、学級の子どもを見送ると学級の4人の教員は、教材や遊具を整理し、教室等の掃除をします。子どもの下校後、短い時間を使って、気になっていたC君について、保護者から聞いた話や今日の活動の様子を話題にします。また、昨日までに難しかったD君のお金の計算が、こうしたらうまくいったとの報告をします。毎日10分程度ですが、放課後の情報交換の場としてこの時間を有効活用しています。
(徳永 豊)

Q 24

養護学校等では、教員の異動等に伴い、その力量に違いがある教員が3, 4人で集団での指導をする場合があります。このような状況で、指導を効果的に進めるための工夫として、どのようなことがありますか。

A <問題の所在> 共同作業や話し合いは不足していませんか

新規採用の場合や小・中学校からの異動等により、肢体不自由養護学校での経験が異なる教員が協力して指導を展開する場合があります。その際に、自立活動の理解や指導目標、内容の設定等の基本的なことを共通理解していないと、教員によって子どもへの支援の仕方や賞賛の与え方等が大きく異なり、効果的な授業展開ができません。また、学級運営においても集団で効率よく進めることが難しくなります。このような状況になる背景には、子どもの個別の指導計画や個別の教育支援計画について、教員間での共同作業や話し合いが不足していることが考えられます。

<改善への提案1> 教員間で共同しての実態把握、目標や指導内容の設定をしましょう

個別の指導計画を作成する際に、複数の視点からの検討を基本とします。一人だけでの実態把握、目標設定では偏ったものになってしまいます。計画を立てる段階から教員同士で、意見を出し合い、共同していれば、日々の指導について話し合う際にも容易になります。

例えば、子どもの実態把握については、教員の経験の違い等で、子どもの行動を把握する視点が異なることがあります。それぞれの視点で子どもの実態に関する情報を収集することで、お互いに共通する情報と異なる情報に分かれます。そうすることで、子どもの実態について幅広い情報が集まり、教員間で共通する部分や異なる部分を理解することにつながります。

<改善への提案2> 最低限の共通理解と経験や特性の違いを理解しよう

教員同士でそれぞれの考えを完全に一致させることができるのでしょうか。教員はそれぞれで学んできたことや経験が異なるので、完全に一致させることは困難です。

自立活動を指導する上で、個別の指導計画に記載されている実態把握や目標、そして指導内容など最低限に共通に確認する事柄については共通に確認し、それぞれの経験や特性の違いをお互いに理解することが大切になります。経験や特性の違いを理解する上では、教員間の話し合いが重要になり、効果的に進める必要があります。

さらに、お互いの経験や特性の違いは、教員自らの力量を高める契機でもあります。違いの中からお互いに学ぶ姿勢が大切になります。特に新規採用の場合には、学級運営や自立活動の理解を含めて、経験者から多くのことを学ぶことが必要であり、また経験者はそれらの教員を育てる心構えが必要です。

(徳永 豊)



Q 25

実態把握、指導内容、評価などについて保護者と共通理解する必要がありますが、具体的にはどのような内容を共通理解すればよいのでしょうか。また共通理解する必要がない内容もあるのでしょうか。

A<問題の所在> 保護者とともに考えようとしていますか

子どもの実態は学校での実態把握だけでなく家庭での様子も含めて把握する必要があります。評価においても家庭での成長や変化を把握する必要があります。学校での指導だけでなく家庭も子どもの成長発達を促す場です。したがって、実態把握、指導内容、評価などについて、保護者とともに考えていく姿勢が強く求められます。

<改善への提案1> 指導目標と子どもの発達・成長は保護者と共に考え確認します

指導目標は学校における実態把握と家庭での様子を基に導き出されるものですから、保護者と共に決定していく必要があると考えます。また、子どもの発達や成長も保護者とともに確認していくことになります。学校における指導内容については、教育課程や専門性を踏まえつつ決定し、指導が行われるものなので、可能な限り保護者に説明していくものと考えられます。

<改善への提案2> 保護者の考え方は尊重しましょう

学校側の考え方や指導方針、指導内容などは保護者が納得するまで十分に説明する必要があります。しかし、保護者の納得が得られないことや意見が食い違うことはめずらしくありません。納得が得られないことは指導しないということではなく、子どもに必要なことは責任を持って指導する姿勢が必要ですが、一方保護者の考え方を尊重し、可能な限り、その考え方を生かした指導を工夫するなどが必要なこともあります。

(川 間 健之介)

<事例>

A君(小2)の給食は、入学時の保護者の希望で経口摂取で行われていました(家庭では経管栄養)が、1ヵ月に1回ほど発熱し何度か入院が続き、誤嚥性肺炎も疑われたので養護教諭や自立活動教諭と相談すると共に保護者の了承を得て、学校歯科医の摂食指導(校内給食時2回程度)を受けました。そこで、誤嚥の可能性が示されたため、保護者と十分に話し合い、食事指導を見直し、味見程度の量にすること、体調が悪ければ(痰の量や発作の有無、呼吸の状態など)教員の判断で実施しないことについて納得を得ました。その後、家庭ではおやつ程度を経口摂取していましたが、入院が減ったため、養護教諭と連携して健康を維持し、安全に食事するために通院の摂食指導(保護者の考えで中止されていた)と共にVF検査(誤嚥検査)を受けることを勧めました。2年次に入り実施した結果、流動食や水分について誤嚥が認められ、前述の対処方法を確認するに至りました。現在2年次を終えますが、発熱もほとんど無く、肺炎で入院しなくなり、その結果体調がよく外界に目を向けるなど学習に集中するようになりました。現在学校での経管栄養の方法の検討を行っているところです。

(北海道拓北養護学校)

Q 26

医療的ケアが必要な場合など、障害が重度・重複である子どもについて、適切に実態を把握し、指導内容を決定する際に、どのような点を重視すればいいのですか。

A <問題の所在> 重複障害の子どもへの対応について十分な検討を行っていますか

平成16年度の肢体不自由養護学校小・中学部における重複障害学級在籍率は75.3%であり、また、日常生活において痰の吸引等の医療的なケアが必要な子どもの割合は、平成15年度の肢体不自由養護学校で、19.1%となっています。障害が重度で、重複している子どもは、健康管理や健康維持において配慮が必要です。また行動としては目の動きや表情の変化、発声、身体の動き等は微弱であり、表出行動も限られています。周囲の物などの刺激や人からの働きかけに対する反応が乏しく、指導を展開していく上でも困難さを感じる場合が少なくありません。

<改善への提案1> 指導のための実態把握、目標を明確にしましょう

個別の指導計画における指導目標は、保護者の意見を考慮しつつ、その子どもの実態把握から導き出されるものです。子どもの実態を的確に把握して、毎日の指導において何を目標とするか、優先順位の高い目標は何かを明確にしましょう。その際に、保護者からの「どのような子どもに育て欲しいか」についての意見も大事な要素となります。指導について不安になったり、迷った場合には、この基本に立ち返りましょう。

また、表情の変化、発声等による応答が限られている場合は、担当者一人だけで子どもの行動を把握していても限界があります。学級の複数の教員が、子どものわずかな動きや視線に注意を向け、その様子を観察していると、一人では気づけない行動の変化や不確かな行動の変化をお互いに確かめることが可能となります。そのためにも学級の教員間で、その子どもの実態や目標について話し合っておくことが大切になります。

<改善への提案2> 子どもの行動を待ち、表現を受け止め、返しましょう

子どもの応答や表情、動きの変化が少ないと、教員は、子どもが応答が少ない分、働きかけを少なくして、その働きかけを明確にし、子どものわずかな目の動きや表情の変化を待つ姿勢が大切になります。また、動きや表情の変化が少ないと、子どもの気持ちの変化がないかと考えてしまいます。そうでなく、気持ちの変化はあるけれど、それを表現する手段が限られているものと理解しましょう。そうすることで、わずかな目や手の動きを応答として捉えることができ、教員がそのことを意味づけ、子どもに働き返すことで、子どもとのやりとりが成立します。さらに、表現する手段が限られていると理解すると、わずかな手の動きでスイッチを操作したり、支援機器を活用して、おもちゃを動かしたりする取り組みにつながります。 (徳永 豊)

<事例>

障害が重度なAさんが自発的に動かせるのは、目の動きと口周辺だけです。自在に動くアームの先に、触ると電源が「入り」になるスイッチをセットして、そのスイッチを顎で動かして、CDを操作します。朝の会で、朝の歌をスタートさせる役割を受け持っています。

(徳永 豊)

Q27

個別の指導計画作成のための実態把握を行う場合、どのような点に配慮すればよいのでしょうか。また、実態把握を効率的に行うには、どのようにすればよいのでしょうか。

A <問題の所在> 的確で効率的な実態把握を行うための工夫をしていますか

個別の指導計画を作成するためには、的確な実態把握が重要です。子どもの実態が正確に捉えられていなくては、適切な個別の指導計画が作成できません。しかし、子どもの実態把握を十分に行おうとすると、多くの時間が必要となる場合があります。また、どのような方法で実態把握を行うことがよいのか、といったことでとまどうこともあると思います。どのようにすれば的確で効率的な実態把握ができるのか、といったことについて、校内で工夫する必要があります。

<改善への提案1> 実態把握の期間を設定します

実態把握を効率的に行うためには、学校で実態把握のための期間を設定することがよいでしょう。その期間には、重点的に実態把握を行います。そのように、全校的に実態把握の期間を設定することによって、実態把握がつつい遅れがちになるというのを防ぐことができます。

<改善への提案2> 実態把握の仕方について校内で共通理解を図ります

実態把握の仕方について、校内で共通理解を図ることが大切です。実態把握のためには、(日)行動観察、(月)諸検査、(火)保護者からの家庭での様子の聞き取り、といった取り組みが必要です。

行動観察については、1日の流れにそって、各活動場面での子どもの様子で気づいた点をメモしていきます。朝の会の様子、授業場面、食事場面など、場面毎にメモを整理してまとめます。

諸検査については、自立活動部がある学校は、そこが中心となって、学校で使用するものを整備していくとよいでしょう。子どもの運動障害の状況や認知面の状況を考慮して、適切な検査を実施することが大切です。どのような検査を使うか、どのように実施するかについては、校内で実態把握が円滑に行えるように、自立活動部が各学級への支援を行うことも大切です。

保護者から家庭での様子を聞くことも重要です。家庭でどのように過ごしているか、家庭で好んで行っている活動は何か、最近どのようなことに興味を持っているか、といったことについて、保護者から情報を提供してもらいます。家庭と学校が共通理解に基づいて取り組みを行うことが、なにより大切です。

<改善への提案3> チームで実態把握に取り組みます

実態把握を行う際には、授業を実施しながら行動観察の詳細なメモを取ることは、難しい場合が多いものです。そのため、実態把握を行う場合にもチームで取り組むことが大切です。メンバーが交代で記録を取りながら実態把握を行うと、効率的かつ的確な実態把握が可能となります。

<改善への提案4> 映像でも記録していきます

行動観察の記録は、文章だけでは後で読んだ際にイメージが湧きにくい場合があります。そのため、デジタルカメラやデジタルビデオ等を利用して、映像資料を記録していくことも大切です。映像資料を活用することは、子どもの実態について共通理解を図る上で、とても効果的です。

(渡 邊 章)

Q 28

個別の指導計画を作成する際に、チームで話し合う時間がなかなかとれません。共通理解のための話し合いの時間を、どのように確保すればよいのでしょうか。

A <問題の所在> 指導計画作成のための会議の持ち方の工夫を行っていますか

話し合いの時間がなかなか取れない、ということは、どの学校でも共通の課題であると思います。学校では、校務分掌や委員会のために、さまざまな会議が行われます。指導チームが個別の指導計画を作成するための話し合いの時間がなかなか取れないというのは、よくみられる状況と言って良いでしょう。しかし、個別の指導計画の作成は、一人一人に応じた適切な教育を行う上できわめて重要なものと言えます。そのため、個別の指導計画を作成するための話し合いの時間を確保するように努力するとともに、会議の持ち方の工夫を行っていくことが大切です。

<改善への提案1> 個別の指導計画作成のためのミーティングの時間枠を確保します

個別の指導計画の作成のための時間を、学校全体として設定することは、検討のための時間を確実に持つためのひとつの方法です。そして、全体で決めた時間には、各指導チームのメンバーは、個別の指導計画の作成のための話し合いに、必ず参加するようにします。このように、個別の指導計画を作成するための話し合いの時間を、校務の中にきちんと位置づけることが大切です。そして、個別の指導計画の作成のための検討会議は、個々の子どもへの取り組みの計画を検討するための重要な時間であるという認識を持つ必要があります。

<改善への提案2> 会議のための準備を十分におきます

個別の指導計画の作成のための会議を行う場合、適切な資料がなく漫然と話し合いをしていたのでは、なかなか効率的な検討はできません。ある子どもについてのこれまでの学習指導に関する資料等、個別の指導計画の作成に必要なと考えられる資料を、会議資料としてきちんと準備しておく必要があります。また、子どもの変化についての映像資料など、具体的な検討ができるように、分かりやすい資料を用意することがとても大切です。このように、個別の指導計画についての検討を行うために必要となる適切な資料を用意し、会議のための十分な準備をしておくことが、内容のある効率的な会議を行う上で重要です。

<改善への提案3> 会議の実施の仕方を工夫します

限られた時間で十分な検討を行うためには、会議の実施の仕方についても工夫が必要です。個別の指導計画を完成させる目標期日を設定したら、その期日までの検討のスケジュールを決める必要があります。1回の会議にどのくらいの時間をかけ、検討のための会議を何回設定するか、それぞれの会議では何をどこまで検討するのか、そしてそれらの会議はいつ設定するのか、を明確にしておきます。このように、スケジュールと検討内容を明確にすることによって、個別の指導計画の作成にかかる作業の見通しができ、どのようなスケジュールで作っていくのかということについて、担当チームのメンバー間で共通認識が得られます。また、スケジュールと検討内容を明確にすることにより、それぞれの会議のための資料の準備を行うことが可能となってきます。

(渡 邊 章)

Q 29

子どもの目標を設定するに当たり、目標の設定が適切かどうか迷うことがあります。目標の設定についての検討を行うに当たって、どのような点に配慮する必要があるのでしょうか。

A <問題の所在> 適切な目標設定を行うための工夫を行っていますか

個別の指導計画を作成する際には、適切な目標設定を行うことがきわめて重要です。個々の教員にも考え方の違いというものがあるのが当然ながらありますが、そのような考え方の違いというものを超えて、一人一人の子どもにとって適切な目標の設定が行われるように、学校で工夫していく必要があります。適切な目標設定を行うための完全な方法というものはないと思いますが、適切性を高めていくための努力と工夫を行っていく必要があります。

<改善への提案1> 複数の教員の観点から多角的に検討します

目標設定の適切性を高めていくためには、一人の教員の考えで行うのではなく、複数の教員で検討することが大切です。それが、目標設定の適切性を高めるためのひとつの方策です。指導チームの複数の教員で検討することにより、さまざまな観点から目標の設定について多角的に検討することが可能となります。複数の教員の観点によって検討することが、目標設定の客観性を高めることにつながります。

<改善への提案2> 検討プロセスを指導チームで共有します

個別の指導計画の作成に当たって、検討のプロセスを指導チームで共有することにより、目標設定の適切性を高めていくことができます。すなわち、どのような経緯でその目標設定が行われたかという検討のプロセスを、指導チームのメンバーで共有していくことにより、目標設定の適切性やその妥当性を高めていくことができます。また、学校内で検討のために一定の共通した手順を確保することによって、目標設定の適切性を高めていくことができます。

<改善への提案3> 前年度の個別の指導計画との連続性・系統性を検討します

目標設定についての検討を行う場合、前年度の指導チームが作成した個別の指導計画について、どこまで目標が達成されたか、残された教育的課題はなにか、ということ十分に踏まえて、今年度の個別の指導計画の検討を行う必要があります。前年度の個別の指導計画との継続性を十分に考慮することによって、今年度の目標の設定の適切性を高めることができ、また、指導の連続性や系統性を高めることができます。

<改善への提案4> 学年や学部で共通理解を図ります

指導チームで検討した目標設定について、学年や学部といったより大きな指導組織で、共通理解を図ることも大切です。すなわち、指導チームで検討した目標設定について、さらに広い観点から見るということです。このような学校内で共通理解を図る取り組みを行うことで、目標設定の適切性を高めていくことができます。また、校内で子どもの目標設定について共通理解を図ることによって、その子どもに関わる多くの教職員が共通認識の下で取り組みを行うことができます。

(渡邊 章)

Q 30

個別の指導計画を作成するに当たって、長期的な観点からも適切な目標設定にしたいと思います。子どもの卒業後までを見通した目標を設定するには、どのように行えばよいでしょうか。

A <問題の所在> 個別の教育支援計画を考慮して指導計画を作成していますか

子どもへの支援についての長期的な観点からの計画については、個別の教育支援計画が作成されます。個別の教育支援計画においては、長期的な観点から、子どもにどのような支援が行われるか、関係機関との連携はどのように行っていくかなどについて記載されます。個別の指導計画の作成においては、このような個別の教育支援計画を踏まえて、長期的な観点からも適切な計画を作成する必要があります。

<改善への提案1> 個別の指導計画について検討する際には個別の教育支援計画を参照します

個別の指導計画について話し合う場合には、個別の教育支援計画を参照する必要があります。すなわち、個別の指導計画について検討する場合には、子どもへの支援について長期的な観点から書かれた個別の教育支援計画を手元に用意し、それを踏まえて議論を行う必要があります。そのような検討を行うことにより、個別の教育支援計画と個別の指導計画を整合性のあるものにすることができます。

<改善への提案2> 保護者及び子どもと長期的な取り組みについても話し合います

長期的な展望について保護者及び子どもの意見や希望をよく聞くことも大切です。保護者及び子どもの意見や希望を聞くことは、ある年度にどのような目標を設定するかを検討する上で重要であるだけでなく、どのような長期的な見通しの下に、ある目標を今年度に掲げるのか、ということについての共通理解を図る上でも有益です。このような保護者及び子どもの長期的な観点からの意見や希望を聞く機会を設定することによって、学校と家庭が、長期的な展望について、共通理解を持ちながら取り組みを行っていくことが可能となります。長期的な見通しが保護者及び子どもに理解されていない場合には、将来について不安に思ってしまうこともあります。そのため、長期的な見通しについて共通理解を図りながら取り組みを進めていくことは、とても大切です。

<改善への提案3> 長期的な観点から子どもへの取り組みについて話し合う機会を作ります

忙しい毎日の中で、ともすると長期的な観点が持ちにくくなる場合があります。そのため、指導チームのメンバーで、長期的な観点から子どもへの取り組みについて話し合う機会を持つようにすることも大切です。現在取り組んでいることが、長期的な観点からはどのような意味を持っているか、長期的な観点から子どもに身につけさせたい力はなにか、今後必要になると考えられる支援はどのようなことか、などについて話し合います。そのような話し合いは、個別の指導計画の目標設定を検討する際に大変役立ちます。そのため、個別の指導計画の作成に当たっては、短期的な目標についての議論だけでなく、長期的な観点からの話し合いを行う機会を積極的に設けるようにすることが大切です。

(渡 邊 章)

Q31

個別の指導計画の作成に当たって、保護者及び子どもの意見や希望をできるかぎり活かしていきたいと思います。そのためには、個別の指導計画作成のプロセスにおいて、どのような点に配慮すればよいでしょうか。

A <問題の所在> 保護者及び子どもの意見を聞く機会を適切に設けていますか

個別の指導計画を作成する際に、保護者及び子どもの意見や希望を活かすということは大変重要です。保護者及び子どもの意見や希望を活かすことにより、より一人一人の子どもの教育的ニーズに即した取り組みが可能となります。そのため、個別の指導計画の作成のプロセスの一環として、保護者及び子どもの意見を取り入れるための機会を設定することが大切です。

<改善への提案1> 保護者及び子どもの意見を聞く時間を設定します

個別の指導計画の作成に当たって、保護者及び子どもの意見を聞く時間を設定します。年度当初に、保護者と子どもの都合のよい時間に、学校に来てもらい、今年度の計画を作成するに当たって、どのようなことを希望するかということについて話してもらいます。このような、保護者及び子どもの意見や希望を聞く時間の設定は、個別の指導計画を作成するスケジュールにあらかじめ組み込んでおくことが望ましいでしょう。この際に得られた保護者と子どもからの意見や希望は、個別の指導計画の作成に当たっての重要な検討材料になります。個別の指導計画の作成に当たっては、これらの意見や希望を十分に踏まえた上で検討を行います。

<改善への提案2> 作成した個別の指導計画について保護者と子どもに説明します

指導チームで検討して、個別の指導計画ができたら、再度、保護者及び子どもの都合のよい日を設定し、今年度の個別の指導計画について説明します。そして、その個別の指導計画についての意見をもらいます。そこで出された意見に基づいて、必要があれば個別の指導計画に修正を加えます。今年度どのようなことを目標として取り組むのか、とすることが保護者及び子どもにも共通理解されることにより、学校と家庭が協力して目標の達成に向けて協力して取り組むことができます。このように、個別の指導計画により、学校と家庭が共通理解した上で、目標の達成に向けて努力することが大切です。

<改善への提案3> 保護者及び子どもに説明する際には分かりやすい説明を心がけます

保護者及び子どもに説明する場合には、分かりやすく説明するための配慮が必要です。専門用語を使うと、保護者や子どもにとっては、分かりにくい場合があります。個別の指導計画を通じて共通理解を図るためには、保護者や子どもが理解しやすい表現を使うように配慮することが大切です。学校で日常的に使われている用語であっても、保護者には分かりにくい場合があります。そのため、個別の指導計画について説明する際には、どのような意図で、どのような目標を今年度掲げるのか、そのためにどのような取り組みを行っていくのか、とすることを、相手の立場に立って、分かりやすく説明することが大切です。そのような、保護者や子どもに個別の指導計画の内容について十分に理解してもらうよう努力することは、年間の取り組みをスムーズに行う上でとても重要です。

(渡 邊 章)

Q 32

個別の指導計画と評価をどのように関連づければよいでしょうか。また、その際に、どのような配慮が必要でしょうか。

A <問題の所在> 個別の指導計画に基づく評価を行っていますか

個別の指導計画に基づく評価を行う際には、PDCAサイクルの考え方が参考になります。PDCAサイクルは、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のサイクルを実施することにより品質向上や業務改善に結びつけていく考え方です¹⁾。この考え方では、改善を次の計画に反映させていくことによって、継続的な品質向上や業務改善のサイクルを作っていきます。個別の指導計画の作成の場合も、目標の達成状況について評価し、その評価を次年度の個別の指導計画に確実に反映させていくことが大切です。

また、学期末に子ども及び保護者に渡す通知票と、個別の指導計画が関連づけられていない場合もみられます。しかし、通知票は、各学期に子どもがどのような学習活動に取り組み、どのような成果があったかを報告するものですから、個別の指導計画と関係づけられることが望ましいと言えます。

<改善への提案1> 個別の指導計画の作成の際にどのように評価するかを検討します

個別の指導計画を作成する際には、そこで目標が達成されたかどうかを、どのように評価するかを検討しておくことが大切です。すなわち、それぞれの目標について、それが達成されたかどうかを、どのように評価するかを検討しておきます。できるだけ評価の観点を具体的に検討しておくことが重要です。

<改善への提案2> 個別の指導計画と通知票を関連づけます

通知票の様式が個別の指導計画で採用している様式と関連性がない場合には、通知票を個別の指導計画と関連づけて作成することが難しい場合があります。そのため、通知票の様式についても個別の指導計画に対応した様式にすることがのぞましいでしょう。そうすることにより、個別の指導計画に基づいて取り組んだ内容とその達成状況について、通知票に表現しやすくなります。保護者と子どもも、個別の指導計画の内容がどこまで達成できたのかが分かりやすくなります。

<改善への提案3> 評価を次年度の個別の指導計画に確実に反映させます

評価を行うと、十分に達成できた面と、もっと取り組む必要がある面など、その達成状況は、各目標についていろいろできます。十分達成できた目標については、新たな目標の設定が検討されることになります。一方、まだ十分に達成できていない目標については、その目標の設定の仕方を変更した方がよいかどうかを検討します。場合によっては、目標をもっと段階的にきめ細かく設定していく必要がある場合もあります。大切なのは、個別の指導計画に基づいた実践の結果をきちんと評価し、その評価を次年度の個別の指導計画に活かしていくということです。そのような取り組みから、個別の指導計画に基づく教育活動の一貫性、継続性が生まれていきます。

(渡 邊 章)

参考文献

- 1) IT戦略本部 (2004) 評価専門調査会中間報告書

Q 33

個別の指導計画を作成していますが、実際の指導と十分に結びついていないと感じることがあります。個別の指導計画を実際の指導に活かして行くには、どうすればよいでしょうか。

A <問題の所在> 計画通りの取り組みができていないかチェックしていますか

個別の指導計画は、一人一人の児童生徒の指導計画を記述したものです。ですから、実際の指導と結びついていないということは、計画はあるものの、実際の取り組みはその計画をあまり重視したものになっていないということになるでしょう。個別の指導計画を作成することの大きな意義は、子どもに関わる関係者が共通理解のもとに取り組めるようにすること、個々の子どもに系統性のある学習指導を可能にすることです。このような個別の指導計画を作成することの意義を十分に認識し、日々の実践の中で、個別の指導計画を参照し、計画通りの取り組みができていないかどうかを、絶えずチェックする必要があります。

<改善への提案1> 話し合いの際には個別の指導計画を手元に用意します

子どもの学習指導に関する話し合いを行う際には、個別の指導計画の記述を参照できるように、常に手元に用意し、個別の指導計画の記述を確認できるようにしておくことが大切です。個別の指導計画を作成して、それを保管しておくだけでは、十分活用されないでしょう。個別の指導計画が生きたものとなるためには、日々の学習指導についての話し合いをする際に、常に参照するようにする必要があります。そのため、子どもの学習指導に関する話し合いをする際には、常に手元に用意しておく必要があります。

<改善への提案2> 個別の指導計画作成の際に評価の観点を明確にします

個別の指導計画と実際の指導との間が遊離しがちという場合には、そこで設定した目標の達成状況をどのように評価するのか、と言うことが十分に明確にされていない場合が多いようです。そのため、個別の指導計画の作成に当たって、目標を設定する場合には、どうやってその達成状況を評価するのか、といったことを併せて検討しておくことが大切です。評価のスケジュールやその観点が明確にされていれば、そのスケジュールに沿ってどのような達成状況を、評価していくことができます。個別の指導計画の達成状況の評価の仕方が十分明確になっているかどうか、見直してみることが大切です。

<改善への提案3> 各学期末に目標の達成状況について検討します

各学期末には、個別の指導計画で設定した目標がどのような達成状況にあるか、と言うことを話し合う機会を持ちます。そこでは、個別の指導計画において設定した目標に向けて、どのような取り組みを行ったか、それはどのような達成状況にあるか等について話し合います。場合によっては、年度の始めに設定した目標を修正した方がよい場合があるかもしれません。その際には、年度当初に作成した個別の指導計画の目標の修正を行い、次の学期の取り組みを行っていくこととなります。このように、学期毎に個別の指導計画の達成状況について検討していくことによって、より実践との関係を緊密なものとすることができます。 (渡 邊 章)

Q 34

個別の指導計画に基づいて取り組んできた内容を、次年度へうまく引き継ぐには、どうすればよいでしょうか。

A <問題の所在> 引き継ぎのための連絡会の持ち方を工夫していますか

個別の指導計画を次年度に引き継ぐことは、とても重要です。引き継ぎによって、指導の系統性が確保されます。個別の指導計画が、きちんと次年度に引き継がれるためには、今年度の担当者で次年度の担当者の連絡会を持つことが重要です。そこで個別の指導計画に関する連絡事項について話し合います。この連絡会の持ち方を工夫することにより、次年度への引き継ぎを、より確かなものとすることができます。

<改善への提案1> 引き継ぎのための時間を設定します

引き継ぎのための連絡会については、学校全体としてその時間を確実に作るように設定しておくことが大切です。すなわち、まず連絡会のための時間枠を確保することが大切です。そして、この時間に、今年度の担当者で次年度の担当者が話し合います。この連絡会は、学年末の適切な時期に設定します。

<改善への提案2> 個別の指導計画の内容とその実施結果について報告します

今年度の担当者から次年度の担当者に対し、今年度の取り組みにおける個別の指導計画の内容について説明します。個別の指導計画を作成するに当たって、どのような検討を行ったか、その結果、どのような目標を設定したか、評価はどのような観点で行ったか、実施結果はどうであったか等について説明します。また、今年度の取り組みの結果、どのようなことが次年度の教育的課題と考えられるかについても伝えます。さらに、学習指導に当たっての配慮事項はどのようなことかを伝えます。新年度の担当者からは、理解をより確かなものとするために、さまざまな質問を行います。このような連絡会をていねいに行うことにより、個別の指導計画を核とした、子どもへのきめ細かで系統性のある指導が可能となります。

<改善への提案3> 映像資料を活用します

実施内容の説明を行ったり、子どもの変化を説明したりする際には、ことばだけの説明では、イメージがつかみにくいものです。そのため、ビデオや写真を活用して、わかりやすく今年度の担当者から次年度の担当者に引き継ぎを行う工夫が大切です。映像資料を活用することにより、子どもの運動障害の状況やコミュニケーションの状況や食事場面での様子等、具体的な場面での教育的課題や配慮事項についての共通理解を、より確かなものとすることができます。

<改善への提案4> 今年度の達成状況と今後の課題について明確に伝えます

今年度、目標がどこまで達成できたか、残された教育的課題は何かということ、次年度の個別の指導計画を作成する際の重要な検討材料となります。そのため、今年度の目標がどこまで達成できているか、どのようなことが残された教育的課題であるかということについて、次年度の担当者に明確に伝えることが大切です。今年度の達成状況と残された教育的課題を明確に引き継ぐことが、次年度の個別の指導計画に今年度の結果が確実に反映されるために重要です。

(渡 邊 章)

Q 35

自立活動の指導において、系統性や一貫性を大事にしながら指導を展開していくためには、どのような点を考慮すればよいでしょうか。

A <問題の所在> 指導内容の系統性や一貫性を確かめる仕組みと拠り所を確認していますか

自立活動の指導において、指導の系統性や一貫性が確保されるためには、指導内容の適切な設定と、その指導の評価に基づく指導内容・方法の修正が行われることです。そのための手立てとして次の二つがあります。一つは、指導内容の設定と評価が適切に行われる仕組みを作ることであり、二つ目は、授業における指導目標に基づいた適切な指導内容を設定するための拠り所を作ることです。

<改善への提案1> 指導内容・方法の設定と指導の評価について、検討する場を設定しましょう

自立活動の授業では、その授業の指導内容・方法の設定と指導の評価について、授業担当者以外の者を含めた検討の場を設けて、多面的な観点から検討することが必要です。特に自立活動においては、「時間の指導」において、担当者が単独で子どもを指導する機会が多いことから、他の領域・教科よりその必要性が高くなります。また、検討の場においては、教員の考えや評価に加えて、子ども、保護者および子どもに関わる関係者の考えや評価も積極的に取り入れていくことも大切です。

年度の初めに、指導内容・方法について、担当者から説明しその妥当性について検討します。そして、各学期毎・年度末に担当者の評価を基にそこで討議します。前者は、診断的評価、後者は総括的評価に該当します。担当者の評価を、授業の実施者以外の者も含めて検討することより、評価の妥当性を高めることとなります。その際、このような検討の場が指導に役立つものとなるためには、(甲)担当者に対して多面的な視点から助言したり援助したりする場であること、(乙)担当者の報告はなるべく短く、討議や検討に時間をかけること、(丙) (甲)と(乙)のような場とするために、運営する係や司会進行に関わる者が十分な連絡調整を行うことについて、配慮することが必要です。

<改善への提案2> 指導内容の拠り所としての指導内容表の作成を行います

自立活動の授業において指導内容を策定する際には、子どもの実態、教員の経験、他の教員からの助言、保護者や本人の願い、ケースにかかわる参考文献等を参考にすることが多いと思われます。

この様なものを参考にして、指導内容表を作成することとなります。例えば、横軸が指導領域で、縦軸が指導内容の段階から成るものを作成し、授業での指導内容を策定する際にその系統性や一貫性を確保するために用います。近年の作成例としては、長崎自立活動研究会が編集・作成した「肢体不自由児の自立活動 学習内容表」(平成16年2月28日発行)があり、学習指導要領で示された自立活動の内容の五つの区分22項目に対応した具体的な学習内容が例示されています。

なお、ここで言う指導内容表は、あくまで指導の手がかりとしての表であるので、指導内容の細かい記述を指すものではありません。むしろ、授業の実際的な指導内容の柱となるような汎用性のある記述を指しています。例えば、「日常生活」という指導領域を設定し、その一つとして排泄指導の項目を立て、そこで、「排尿のための姿勢を取る」、「尿意を感じそれを他人に知らせる」等の記述です。

(早坂 方志)

Q 36

自立活動の指導においては、担任教員が変わると、内容・方法も変わることがあります。自立活動の指導の継続性、適切性を図るために、どのような点を考慮して、取り組めばいいのでしょうか。

A <問題の所在> 個別の指導計画が十分に活用されていますか

指導の継続性や適切性を確かなものにするためには、指導内容を決定する学校の手続きを明確にすることが大切です。子どもに必要な指導内容は、子どもの実態把握、本人や保護者の願い、これまでの指導経過等の情報から、総合的に設定されます。学校で個別の指導計画を作成する手続きとその活用が十分に機能していれば、指導の継続性、適切性は確かなものとなります。

<改善への提案1> 個別の指導計画は複数の教員や、保護者と協力して作成しましょう

個別の指導計画は、前年度の計画を踏まえつつ、担任教員だけで作成するものでなく、自立活動の指導において中心的な役割を果たす自立活動部や自立活動担当教諭、学級の他の教員、また保護者と協力して作成するものです。そして、どのような目標を設定し、どのような指導内容を掲げるかについては、関係者に説明することが求められます。この作成の手続きを明確にすることで、指導内容の継続性、適切性は高まります。

場合によれば、新担任は前年度末に作成された個別の指導計画を変更することなく、3ヵ月程度は継続することも必要になります。

<改善への提案2> 継続するだけでなく、その適切さを検討しましょう

自立活動の指導は、継続すればいいものではありません。子どもの障害の状態や発達の程度は変化します。昨年度の個別の指導計画における実態把握や年度末の評価を確認し、指導内容や方法が実際の子どもの実態に応じて適切か否か検討しましょう。

<改善への提案3> 指導内容や方法を継続しつつ、担任教員の良さを生かしましょう

その上で、指導目標や指導内容の継続性は大切です。大まかには、指導目標や指導内容を継続しつつ、担任教員の良さを生かし、新たな要素を柔軟に導入することも必要になります。その際には、自立活動部や自立活動担当教員と協議し、その理由について、教員間で共通理解し、保護者に説明することが求められます。

指導内容は同じであっても、指導方法やグループ構成が異なると、全く内容が異なるような印象を受ける場合があり、保護者に混乱を与える場合もあります。指導方法等の変更について説明することは欠かせません。そうすることで、担任教員の良さが生きる授業、長年の経験が生きる授業が可能になります。

(徳永 豊)



Q 37

子どもの実態把握や指導内容、そして評価に関して、教員の間で意見や考え方の相違があり、効果的な指導となっていないことがあります。教員間で共通理解するためにはどのような工夫があるでしょうか。

A<問題の所在> 個別の指導計画は複数の教員によって作成されていますか

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて行われます。個別の指導計画を担当の教員だけが作成した場合など、その子どもに関わる他の教員には、実態や指導内容が理解できなかったり、個別の指導計画にない指導内容が展開されることが多々あります。そのため、評価の観点も教員間で異なることになり、効果的な指導ではなくなってしまいます。個別の指導計画は、複数の教員が協力して作成するものであり、その過程を通して共通理解が図られることになります。

<改善への提案1> 複数の教員が協力して個別の指導計画を作成しましょう

自立活動に関する高い専門性を全ての教員が持っているわけではありません。しかし、個別の指導計画の作成にあたっては、専門性の高い教員あるいは担当者を中心としながらも、他の教員もそれぞれの観点から実態把握を行い、目標や課題を設定し、具体的な指導内容を複数の教員で考えていく必要があります。自立活動は時間の指導だけでなく、学校の教育活動全体を通して行われる指導ですから、各教科や領域・教科を合わせた授業を担当する教員も自立活動の指導内容や評価について責任を持って取り組む必要があります。

<改善への提案2> 複数の教員が同じように理解し、同じように指導する必要はありません

複数の教員が協力して個別の指導計画を作成する意義は、一人の子どもを様々な観点から捉える必要があるからです。複数の教員がその子どもに関わるのは、様々な授業場面があるからです。したがって、個別の指導計画の作成にあたっては、様々な意見や考え方の違いを踏まえて、その中で共通して理解すること、むしろ実態把握や指導内容についてそれぞれの教員によって異なっていた方がよいことを押さえていきましょう。

(川 間 健之介)

<事例>

A 養護学校では、個別の指導計画を作成するに当たり、まず子どもに関わるすべての人（保護者等を含む）が観察情報を出し合い、それらの相関関係を整理して子どもの全体像を共有するようにしています。その共同作業を踏まえて、子どもの中心課題・基礎課題・発展課題を明確にし、指導に有効な手だてや共通する配慮事項を具体化します。以上の事柄を念頭に据え、各教科・領域の授業担当者がさらに具体的な指導計画を作成します。各教科・領域にはそれぞれ目標・内容が定められていますので、子どもの実態に即して、適切な指導目標・指導内容を設定することが重要になります。各授業担当者は、皆で共有する子ども像を基にどの部分の育成を自分が担うのか意識しながら、各授業における指導目標の達成を目指し、それぞれが指導方法の工夫等に取り組んでいます。

(筑波大学附属桐が丘養護学校)

Q 38

日々の授業を充実させるための評価として、どのような評価方法があるのでしょうか。また、どのように記録を付けて授業の充実・改善につなげればよいのでしょうか。

A <問題の所在> 日々の授業を充実するための評価方法と記録の取り方を工夫していますか

指導の評価には、実態を把握し指導目標を設定する診断的評価、指導中の学習過程を評価するための形成的評価、指導目標に照らしてその達成度を評価する総括的評価があります。その中でも、児童生徒の学習が形成されていく過程を評価する形成的評価は、日々の授業を充実させるために必要な評価です。したがって、授業の充実・改善のためには、授業中に形成的な評価を意図的に行い、授業の進め方を工夫し、それを次の授業の指導内容・方法の検討と修正にも活かすことが必要となります。

一方、授業の充実のためには、日々の授業において適切な記録に基づいた評価がなされることも同じように必要となります。日々の授業において評価のための記録は、適切に行われているでしょうか。例えば、授業毎に記録を付けているでしょうか。その際、記録はどのような観点から記述されているでしょうか。また、記録は評価に活かされているでしょうか。

<改善への提案1> 日々の授業を充実させるための形成的評価を活かしましょう

形成的評価とは、例えば、子どもが自分の気持ちを教員に伝えようとして、コミュニケーションエイドのスイッチを押した時に、教員は「上手にできたね、もう少し肩の力を抜くと楽にそのボタンが押せるよ」と声をかけます。このように、授業中の子どもの行動への教員の対応は、子ども自身の学習がどのように進んでいるかを評価することにつながります。そして、通常、指導の過程では、教員の子どもへのフィードバックや声かけは当然のように行われています。

しかし、それが形成的評価となるためには、指導の過程で、指導のいくつかの側面あるいは段階毎に、意図的に学習過程を評価することが必要となります。特に、前述した他の二つの評価に比べて、形成的評価は主観的な面が強いことから、指導のねらい・内容・方法との関連で、いつ、どのように評価を実施するのかということ、授業計画の中に、具体的に評価の実施として含むことが求められます。そして、その評価によって、授業の展開を修正したり、次の授業以降で計画している指導内容・方法等の充実につなげていきます。

<改善への提案2> 適切に記録を取り評価に役立てましょう

授業毎に記録を付けることが大切です。その際、評価につなげるためには、(日)教員と子ども(あるいは子ども同士)の授業でのやりとりに関する内容：教員または他の子どもからの働きかけと、それに対する子どもの変化や反応、(月)その場の状況：子どもの姿勢、介助の状況、教材・教具、教室環境、医療関連機器の使用等、(火)当該授業において改善すべき内容、(水)次の授業に向けての変更点、に分けて記述します。(日)と(月)は授業記録に相当しますが、記述に当たっては、指導目標の視点を中心に、記述が容易になるように、繰り返し記入の必要のある事項は記号等を用い、簡潔に記入することが必要です。(日)と(月)に基づいて授業を振り返り省察した結果が(火)と(水)となります。そして、(火)と(水)が次の授業への具体的な改善を示唆することとなります。

(早坂方志)

Q 39

自立活動の指導計画の作成や、実際の指導に当たって、専門の医師及びその他専門家との連携をどのように行えばよいでしょうか。

A <問題の所在> 専門の医師の指示を十分理解していますか

肢体不自由のある子どもは、就学までに様々な医療機関や療育機関で専門的な治療や訓練を受けてきています。障害の重い子どもは、医療的な関わりが濃厚な場合があり、日々「命と向き合い」ながら教育的関わりが求められることもあります。そのような場合は担当の医師や医療スタッフの管理下で指導が展開されることもあります。具体的に医師から指導時間の短縮や姿勢変換の時の配慮などが出された場合は、その指示に従って子どもに関わるのが重要です。他職種の専門家と連携する時には、相手から信頼されることがまず必要です。医師からの指示が十分理解できない場合は、十分に理解できるようになるまで、話し合う機会を持つことも大切です。

<改善への提案1> 素人判断は禁物、失敗の経験を活かしましょう

ある学校で入院中の子どもに指導をしていたら、医療関係者から厳しく注意されたことがありました。担当の教員は指導場面での子どもの反応が良かったので、予定時間をオーバーして指導をしていたのです。子どもが学習にのっていたので、途中で止めるタイミングを失ってしまったのでした。教員は教えることに夢中になり、子どもの身体の状態に十分配慮することができませんでした。このことがあってから医師の指示を的確に実施するために、保護者や他の教員との情報の連絡・確認や病院への報告を兼ねた連絡・記録カードをつくりました。指導の前にカードを確認し、指導後の記録を相手に手渡すようにしとて、医療をはじめとする関連スタッフとの信頼を深めることができました。

<改善への提案2> 何を聞きたいかを相手に伝えましょう

最近の傾向として学校に、専門の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家などが派遣されることが多くなりました。在学している子どもの障害の状態が多様化しており、個々の子どもの状態の的確な把握に基づいた指導を行う時に、専門家の指導や助言を得ることが必要な場合があります。専門家からの指導や助言を得ることの必要性が生じたら、子どもの指導計画や指導実践の場面における子どもの様子や質問項目を簡潔にまとめておくことが大切です。質問事項をまとめておくことによって、これまでの指導について確認できたり、専門家から短時間により多くの事柄を学ぶことができます。学んだことを同僚に伝えることで、より適切な指導が展開できるようになります。 (當 島 茂 登)

<事例>

療育施設に併設されるA養護学校には、施設に入所してくる様々な子どもが通学してきます。子どもを取り巻く環境や抱える事情、一人一人の実態は様々ですので、担当医師をはじめとする施設職員との連携協力は不可欠です。施設からは、子どもに関する情報(変形の様子や関節可動域、医療上の課題、看護情報、訓練〈PT・OT・ST〉の現状、保育・福祉情報等)を提供してもらい、個別の指導計画の作成・検討に大いに役立てています。また、施設が開くケースカンファレンスには担任も参加し、医療と学校との双方向から多角的に情報を報告し合い、子どもの全体像について共通理解を図っています。

(筑波大学附属桐が丘養護学校)

Q 40

隣接又は併設する医療機関と連携を進めていくには、どのようにしたらよいでしょうか。また、その際教育機関としての独自性を明確にするためにはどのような工夫があるのでしょうか。

A <問題の所在> 相手の立場を理解していますか

自立活動の指導効果を高めるためには、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にしていく必要があります。肢体不自由養護学校では、子どもの障害が重度・重複化し、医療的ケアを必要とする子どもも多くなっていることから、医療機関との連携は特に重要です。

しかしながら、それぞれの機関には設置の趣旨があり、役割があります。また、職員の勤務時間や勤務形態が異なる場合が少なくありません。一般論として連携することを否定する方はいないでしょうが、具体的に連携を進めるとなるといろいろな課題が生じてきます。

<改善への提案1> 機関としての連携の枠組みを作りましょう

最終的には、子ども一人一人の指導方針等について共通理解し、お互いの役割を理解するとともに共通の視点で取り組むことが求められます。各部署や担当者レベルでの話し合いが必要になっていきますが、すぐにそうした場を持つとしてもうまくいかないことがあります。

各部署や担当者レベルでの話し合いを円滑に進めるためには、学校と隣接機関等で定期的に関催されている連絡会等でその必要性を十分共通理解しておくことが大切でしょう。

<改善への提案2> こまめな情報交換を大切にしましょう

組織的な取組が大切であることを認識する一方、担当者同士のこまめな情報交換も大事にしましょう。子どもの変化に気づき成長を喜びあえる雰囲気を醸成していきましょう。

<改善への提案3> 双方向の関係を築いていきましょう

自立活動の指導を進める上では、医学的な判断や助言を必要とする場合が少なくありません。このため、連携といいながらどうしても学校側で聞きたいことを中心に話を進めることが多くなりがちであり注意を要します。少なくとも、助言を受けようとする事柄についてのこれまでの指導の概要をまとめて示すとか、助言を受けて行った指導の結果を報告するなどしてほしいと思います。また医療のサイドも、治療や訓練の効果について学校生活場面での情報を求めています。そうしたことについても定期的に情報交換し、双方向の関係を築いていくことが大切です。連携は、それぞれの専門機関が共通の目的のために対等に協力しあう関係であることを忘れないようにしたいものです。
(下山直人)

<事例>

B君は、学校では、トイレで排尿することができるようになってきました。しかし、施設では、勤務の関係から対応が難しいという理由でオムツをしています。毎日の引継時に、トイレでの排尿の様子を話し、本人の自信になっていることを伝えるようにしました。一方では、施設との定期協議で指導部から、指導の共通理解を図りたいケースがあることを申し入れました。施設側でも話し合いたいケースがあるということから、しばらくして、学校と施設双方の関係者で、B君についてケース会議を行うことができました。その結果、勤務者が比較的多い夕食前だけは、トイレで排尿する練習をしてもらえるようになりました。

(下山直人)

Q41

教員として、医療関係者と連携していく際にはどのような点に留意したらよいでしょうか。

A <問題の所在> どのような指導・助言を受けたいのが明確になっていますか

自立活動の指導計画の作成や実際の指導にあたっては、医師及び理学療法士、作業療法士等医療関係者から指導・助言を得ることが欠かせません。医療関係者との連携がうまくいかない原因としては、いろいろ考えられますが、教員の側で助言を得たいことが医療サイドにきちんと理解されていないことが多いように思います。お互いに時間が十分とれない中で、効率的な連携の在り方を考える必要があります。

<改善への提案1> 指導・助言受けたい内容を整理しましょう

教育と医療では、障害に対するアプローチの仕方に異なった面があることに留意することが必要です。医療関係者の側からすれば、教員がどのような背景をもって助言を求めているのか理解しがたいことがあります。そこで、医学的な情報としてどんなことを知りたいのが明確にしておくことが求められます。指導計画や指導の経過を含めて聞きたいことの要点をまとめておくことが大切でしょう。

<改善への提案2> 個人情報の取扱いに配慮しましょう

医師や専門家は個人情報を提供するわけですから、必要に応じて保護者と一緒に伺ったり、予め保護者から連絡をしておいてもらうことなどが求められます。入手した情報の取り扱いに、細心の注意が必要であることは言うまでもありません。

<改善への提案3> 日頃から自立活動に関する専門的な知識や技能を学んでいきましょう

専門家からの指導・助言を得ることの必要性を判断するのは、自立活動の指導にあたる教員ですし、指導・助言の内容を指導計画や実際の指導に生かすためにも一定の専門的知識が必要となります。従って、教員は日頃から自立活動に関する専門的な知識や技能を身に付けておくことが求められます。

<改善への提案4> 学校として自立活動に対する専門性を高めていきましょう

子どもの障害の重度・重複化等により自立活動に関する内容は多岐にわたるようになりました。個々の教員が全ての専門性を磨くことは困難であり、学校として自立活動の専門性を確保し向上させていくことが重要です。例えば、専門性の高い教員を活用することにより、医療関係者との連携が円滑に進むことが考えられます。(下山直人)

<事例>

Cさんは、自力での姿勢変換が難しいため仰臥位で過ごすことが多い状態で、呼吸が浅い、覚醒水準が低い、手足が冷たいなど健康上の課題もありました。身を起こすと意識がはっきりする様子が観察されたことから、医師に相談して、クッション等を活用した腹臥位姿勢や座位保持椅子の活用について、保護者を通し書面で問い合わせました。次回の診察の際に、同行して、姿勢をとらせる時に留意する点についてレントゲン写真等を見ながら具体的な助言を得ることができました。その後、腹臥位や椅子座位を指導に取り入れ継続したところ、徐々に健康状態が安定してきています。(下山直人)

Q 42

肢体不自由児の自立活動においては、健康の保持や身体の動き等の指導内容に関して、医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士等の専門家と連携・協力する場合があります。その際にこれらの専門家の意見を参考にしながら、教育活動として自立活動を展開する上で、大切になることはどのようなことでしょうか。

A <問題の所在> 医療を基礎に、生活への広がりを考えていますか

肢体不自由の場合、特に障害が重度で重複している場合には、その子どもの障害の状態に応じて、健康の管理が大切になります。健康状態が悪化すれば、学校に登校することや教育活動に参加することが困難になります。つまり、健康の維持は教育活動を展開する上で基礎となるものです。健康を維持するためには、医師や看護師の助言を参考にして、学校でもその活動に取り組むこととなります。同じように、健康管理や運動機能については理学療法等から、またコミュニケーションについては言語療法士からの専門的な意見を参考にします。

一方で、これらの専門家の助言を手がかりに、専門家が実施することをそのまま自立活動として行うことで、教育活動といえるのでしょうか。病院等の医療機関で実施される治療や訓練と学校教育としての自立活動をどのように整理すればいいのでしょうか。その際に大切になる点は、障害の重度な子どもが「生きていく」ということを、医療を基礎に、教育、そして生活への複数の視点で、広がりをもって考えることです。

<改善への提案1> 教育活動として、自立活動の指導を位置づけましょう

病院等で実施される治療や訓練は、医療活動として位置づけられます。そこには治療計画があり、治療目標に向かっての取り組みとなります。そこでの目的は、病気や障害の状態を治療する、状態を維持することです。

一方、自立活動の指導は、学校で展開される教育活動です。そこには教育計画や指導計画があって、その子どもがその力や可能性を最大限に伸ばし、よりよい生活を送るための力を身につけることが目的です。教育活動においては、「治療すること」よりも「より質の高い体験をすることで学習すること」を重視します。

<改善への提案2> 健康管理とその教育

看護師と分担して実施する吸引のケアであれば、健康管理の視点からは、より安全に子どもに負担が少なくという視点で実施されるでしょう。教育活動としては、よりよい教育活動を展開する基本条件として呼吸の困難さを改善する必要があります。呼吸の困難さが軽減することで、そこでの活動に積極的に参加でき、質の高い学習が可能になります。さらに、吸引のケアするという行為は、子どもにとっては教員との共同活動であり、コミュニケーションの場にもなります。吸引のケアするために教員の言葉かけや働きかけに子どもがどのように応じるかを確かめ、そのコミュニケーションの質を高めていくことは、まさに教育活動です。そして、その吸引のケアによって、子どもが心理的にも落ち着き、教員との信頼関係を形成することにもつながります。

(徳永 豊)

Q 43

身体の変形や拘縮のための手術とその後のリハビリテーションのために、一時的に入院している子どもの自立活動の指導のポイントはどのようにして考えたらよいでしょうか。

A <問題の所在> 医師等専門職との連携・協力を行うための体制を作っていますか

養護学校や小・中学校に在籍している子ども等が手術のために病院に入院し、術後のリハビリテーションを終えて退院するまでのある一定期間、養護学校に在籍することがあります。入院している子どもの術後の医療的な事柄に関しては、医療スタッフが責任を持ちますが、学校として子どもの適切な生活支援のため、様々な専門職と連携協力体制を確立する必要があります。具体的には医療スタッフ（看護師・OT・PT・ST）や関係者（指導員など）との日々の情報交換が重要であり、特に術後の禁忌事項について詳細に確認しあうことが大切です。

<改善への提案1> 教員の専門性を自覚し協力体制を確立します

特に病院内で医師をはじめとする様々な専門職と関わる際に、禁忌事項（医療面、心理面）やリハビリテーション上の留意事項（ポジショニング等）を十分参考にした上で、個々の子どもにふさわしい内容を教育的側面から指導を展開することが重要です。個々の子どもの教育的ニーズについては連携する医療スタッフに十分に説明し、実施に当たってお互いに確認し、随時報告するような適切な協力体制を作っていきます。

<改善への提案2> 心理面へのアプローチが重要です

入院中の子どもは、手術や術後生活、または学習の遅れなどに関する不安を持っています。そのため心理的に落ち込んだり、攻撃的になったりするなど様々な行動がみられることもあります。個々の子どもの心理的な状況を的確に把握し、学校内のケース検討会議で情報を共有し、必要のある時にはチームでアプローチすることも有効です。また、入院期間中の学習について、前籍校の担任への申し送り事項を整理し、退院後の生活へスムーズに移行できるように連絡を密にすることも重要です。

（當島茂登）

<事例>

内反尖足が見られるAさんは、アキレス腱とハムストリングスの手術を行うため、療育施設に入院してきた子どもです。手術を無事終えたAさんは、療育施設に併設するA養護学校で3ヵ月間学習することになりました。手術後のAさんには、不安定になりがちな心理面に配慮しながら、(日)身体面に対する取組と、(月)課題のあるコミュニケーション面への働きかけが必要でした。施設の医師や職員と相談し、痛みの残る最初のうちは、自立活動で(月)について好きな音楽や本を使った要求行動が高まるよう指導しました。その後、PTがリハビリテーションを開始するのに合わせ、学校でも(日)に関する立位保持のための指導を開始し、足首・脚の曲げ伸ばしや体幹の伸展を行った後、腰掛け座位から立ち上がる練習等を始めました。トイレでのつかまり立ち姿勢や車いすからの立ち上がり等、日常生活と関連する学習内容を徐々にステップアップしていくように計画を立て、施設での訓練と並行する形で、指導を展開しました。

（筑波大学附属桐が丘養護学校）

Q 44

保護者と指導上の難しさなどについて話をしたいのですが、なかなか率直に話ができません。保護者との連携を進めるにはどのようにしたらよいのでしょうか。

A <問題の所在> 保護者と連携を進めるには信頼が前提となります

指導内容などについて保護者の納得が得られていない場合など、保護者は学校の指導に対して不信感を持つ場合があります。保護者との信頼関係はすぐには築けないことを前提としましょう。基本的には、子どもの発達・成長を保護者と共に確認できて、初めて信頼関係が築かれるようです。

<改善への提案1> 保護者への情報は肯定的表現を心がけましょう

信頼が築けていない段階での「～がまだできません」などの否定的表現は保護者の不信感を大きくします。子どもができるようになったことを中心に伝えていきましょう。このようにすることで、保護者も家庭における子どもの成長や変化を学校へ伝えてくれるようになっていきます。こうして、子どもの実態や評価について共通理解することが進み、次の指導について率直に話することができるようになります。

<改善への提案2> 保護者を理解しましょう

学校の方針や指導内容とはかなり隔たりがあると思われる考えをもっている保護者もいます。しかし、長年にわたってわが子のことを考え悩んで現在に至った背景がありますから、その経緯を十分に保護者から聞くことが必要です。そうすると隔たりがあると思われる保護者の考え方も、視点を変えると意味があることに気づけます。そこから子どもの実態や指導について意見を述べ合うことが可能になります。

(川 間 健之介)

<事例>

重度の脳性まひのA君(小学3年)の母親は、就学前から機能訓練とAAC (Augmentative and Alternative Communication) に熱心に取り組んできました。養護学校入学後、担任や小学部の教員が機能訓練やAACの指導についてあまり知らないことから、「専門的知識・技能のない教員に中途半端に指導して欲しくない」「学校は集団のを保障するだけで十分である」と強く主張されました。そのため1年生の間は、身体の動きやコミュニケーションに関して、保護者の了承が得られないため指導しない方針でした。2年生の担任は、授業や学校生活全般の中でAACを活用し、運動や姿勢を配慮することが重要であると考え、専門的知識は不十分でしたが、学校生活の場面ごとに具体的なAACの活用方法や姿勢の配慮事項について、母親に相談しました。母親は最初は積極的ではありませんでしたが、意図的に連絡帳にAACの活用の状況を詳しく書くようにしたところ、2学期頃から母親から少しずつ提案が出てくるようになり、また教員からの提案も受け入れるようになりました。3年生になって、母親からAACや身体の動きの指導をはじめ、様々なことで意見交換ができるようになり、学校と家庭の連携がうまく進むようになりました。

(川 間 健之介)

Q 45

学校として、地域の小・中学校などへの支援を積極的に行いたいと思います。地域への支援を行う場合、どのような点に配慮すればよいでしょうか。

A <問題の所在> 支援要請に対応できることを明確にしていますか

養護学校には、地域のセンター的な機能を果たすことが求められています。そのために、どのようなことを行えばよいのでしょうか。地域の学校や一般の人々にとっては、養護学校でどのような取組を行っているか、あるいはどのような専門性のあるスタッフがいるのか、ということがよくわからない場合もあると思います。そのため、学校で行っていることを、よく知ってもらう努力をすることが大切です。また、肢体不自由のある子どもの教育に関してどのような専門性のあるスタッフがあり、どのようなことについて対応が可能なのかといったことについて、地域への情報提供を積極的に行っていくことも大切です。

<改善への提案1> 学校の持っている専門性を明確にします

学校にどのような専門性を持つスタッフがいるのか、どのような支援要請に応じることができるのか、といったことについて、校内で情報を整理しておく必要があります。学校の持っている専門性についての情報を整理しておく、外部から問い合わせがあった際に、スムーズに対応ができます。例えば、肢体不自由のある子どもの学習指導に利用できる教材・教具や支援機器にはどのようなものがあるか、利用に際してはどのような点に配慮する必要があるか、といったことについて、小・中学校の教職員に情報提供やアドバイスをを行うことができます。また、肢体不自由のある子どもの実態把握のためにどのような方法があるか、どのように実施すればよいか、といったことについて、アドバイスが可能な場合もあると思います。そのため、普段から、どのようなことについて対応ができるのか、どのようなことについて支援が可能かといったことを、学校で検討しておくことが大切です。

<改善への提案2> 学校のWebサイトからの情報提供を活発に行います

学校のWebサイトは、学校の活動を地域の人々に知ってもらうためのひとつの有力な手段です。そのため、学校のWebサイトを通じて、学校ではどのような取組をしているのか、そして、どのような専門性があり、どのような貢献ができるのか、といったことについての情報提供を活発に行うことが重要です。すなわち、地域のセンター的な機能を果たすための情報提供を活発に行っていくことが大切です。また、学校に支援を求めたい場合に、どこに問い合わせればよいか、その窓口を明確にしておきます。その窓口の情報についても、Webサイトや広報誌など、さまざまな手段で広く知ってもらう努力を行う必要があります。

<改善への提案3> 関係機関に対応ができる内容について知ってもらうようにします

地域の医療・福祉関係機関にも、学校がどのような支援要請に対応することが可能かということについての情報提供を行うことが大切です。このような取り組みから、他機関と連携して地域への支援に当たるといことも可能になってきます。そのため、地域の関係機関の連絡会議等において、対応ができる内容等について情報提供をしておくことが重要です。 (渡 邊 章)